

やがて豊臣秀吉が、全国を統一するにおよび、全国に検地を実施し、いっさいの荘園関係をご破算にし、新しく石高制度による知行地をあてがったので、荘園は名実ともに消滅してしまつた。

二、永正年間（一五〇四〜一五二〇）の震潮と当時の状況（円頓寺旧記による）

穴喰浦は、永正九年（一五二二）以前は、穴喰川をはさんで南北両町があり、北町は現在の町で、南町は川の南側にあり、いまの正梶の地域一帯であった。当時は南町が主で、北町以上に繁華な町並みであった。北町はこれに比べると、やや新しく出来たまばらな村落であった。

永正九年（一五二二）八月に、突然の大津浪の襲来で、穴喰浦中ほとんど流失してしまつた。その節、北町の人々の中で、愛宕城山へ逃げ登つた者が数十人あつた。

川向こうの南町は、残らず流失してしまつた。しかしこの町は、山が近いため北町に比べて、人命の被害はやや少なかつた。北町は、家の被害は南町ほどではなかつたが、死者は非常に多かつた。南北両町合せて、死者三千七百余人かろうじて助かつた者は、一千五百人あまりであり橋より向かいの南町（正梶）は、一戸も残らず流失し、その上屋敷の土地ごとく川沼と化してしまつて、街は跡かたもなく流失してしまつた。

助かつた者は、北町の方へ集まり、その時の城主、藤原朝臣孫六郎殿に町の再建をお願いして、そのお力により復興することになつた。

当時の穴喰浦旧記による文書にも、次のように記されている。

- 一、お取り立て（建て直す）した寺院と神社は、合せて十三カ所なり、その内九カ所が寺院である。五カ所は真言宗、一カ所は禅宗、二カ所、浄土宗、一カ寺、岡山薬師堂、である。
- 四カ所は社で、祇園拜殿、一供一宮、八幡社拜殿共愛宕社、一カ所、南山の上にて、正梶の古愛宕にあり。
- 一、御城内分はいたみも少なく、下屋敷御家中所、お取立て家数百三十軒なり。
- 一、町家、千七百軒、郷浦とも、内、六百五十軒が配置百姓、千五十軒、町家なり。

一、古くから、当北町の東の海辺に大松原があり、この松を切り払うとともに、その外にも、北、南、西に林の山が所々にあつた。この分をこの際残らず切払い、家道具（家の建築材料）に使用してしまつた。

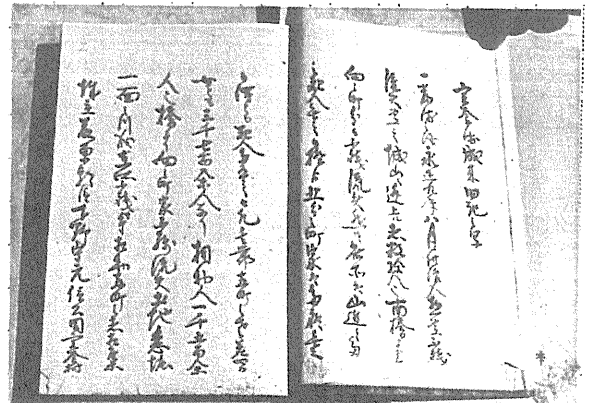
寺院、神社、一般の家数合せて、千八百五軒にのぼつた。この災害があつたのが、永正九年（一五二二）八月であつたが、家を建て終り復興したのが、翌十年（一五二三）十二月中旬である。約一年三カ月の年月を費して、やつと一応終わることができた。

一、永正九年の大津浪には、愛宕山に城があり、正面の土居（城や家の土の垣やかこい）に大手門があつて、これを閉じていたため、城内へ入ることができず。そのため、死人が多く出たと伝えられている。

九カ所の寺々の名称や場所は、次のように書きつけてある。

- 一、壱ヶ寺、城山に大成院惣感寺で、禅宗である。
- 殿様の御菩提寺で、知行付（給与付）の寺である。寺院は城山の南西にかけて、大藪があり、その内にある。
- 一、壱ヶ所、大師堂の談義所（説教する所）である。これは古くからあり、ここは穴喰浦や里分の寺院のもので、七月七日にこの寺で、死者の霊を慰めるための追善供養をする所である。

穴喰浦をはじめ、各里分十六カ寺の真言宗の僧が、この談義所へ集まつて、七月七日から十四日まで読経する。町中よりそれぞれ芳志があり、盆施をし、先祖の水祭りをすることになつている。この寺は唐草の涅槃像や、その他の諸品、仏道具、等を、両城主より御寄進があつた。



震潮記

穴喰浦成来旧記の写
この旧記は穴喰浦の田井税伯が、本町の円頓寺や各庄屋にあつた古い記録を安政2年（1855）にまとめて震潮記として残したものである。

この寺のある所は、城山から丑寅（北東）にあたり、松原の外側で、馬を馳しらす場所の脇にあるお堂である。

一、老ヶ所、真福寺で真言宗である。寺内は本具寺の西の方、北城山の西下にある。

一、老ヶ所、円通寺、真言宗で鈴ヶ峯にある。

別当寺内、北の城山より戌亥（北西）の方に、高山の古い霊場跡である。これは弘法大師の御開山であり、大門の下脇にある。

一、一供一ノ宮祇園で、本地（ほとけ、菩薩の本体）の供所である。

（昔は神仏混淆で、神と仏は同体であると称えていた）、毎年、此所において、正月七日、的初があつて、五穀の祈禱所である。

土地は安養寺谷の上にある。

一、老ヶ所、祇園社で、土地は岡ノ山、安養寺より丑寅（北東）に当る所である。

一、老ヶ所、八幡社、土地は中川原である。安養寺より南に当り、小山有り此所に角井久文水と申して、社人（神職）あり、両城主より社田等をお付け下さっている。

一、老ヶ所、薬師堂、土地は岡ノ山という所にあつて別当（僧職の一つで寺務を総理する）聖福寺で真言宗である。

これは藤井山重輪院といつて、穴喰村城主、孫六郎殿の御菩提寺であり、知行として田地五反付けられている。

一、馳馬村といつて、家数二百軒余りある在所である。往還道筋にある。

一、角坂村、観音堂、禅興寺があつて、両城主の信仰の厚い仏寺である。

ここには家数百五、六軒ある在所である。

一、大山権現、旧蹟のある所で、お寺の数、十二坊あり、唐から渡来したという小鐘一つあり、此山に唐木といつて名木がある。

塩深村といつて、よい在所あり、数カ所の谷々があり、家数三百余ある所である。

往還の路は、大山から北手により、鳥居坂といつて、大きな鳥居が立つており、殊の外一般の人々が権現へ信仰厚く、参詣人が大変多い所である。

一、大山神社、別当寺は、大滝山、藤野坊といつて、十二坊の本寺である。

寺内は大山の途中にあり、外の寺々もその両脇に立つている。

古い人達の言い伝えを聞くと、永正年中（一五〇四〜一五二〇）より天文（一五二二〜一五五四）までは、此の書記の通りであつたと言っている。また、天文十八年（一五四九）の頃より、乱世度々あつて、その後段々変り、元龜三年（一五七二）の末より、乱世が鎮まり、天正元年（一五七三）に海部一郡を左近将監が、切り敷き領主になつたといっている。

この書記は「天文十九年（一五五〇）九月三日、これを書記す。」とあり、これを慶長十年（一六〇五）に写し書いたものである。

七、慶長九年（一六〇四）の震潮

慶長九年の震潮と当時の状況（円頓寺旧記による）

当浦、慶長九年十二月十六日辰半刻（午前八時）より、申ノ上刻（午後三時）まで大地震にて、前代未聞の大変で、同西の上刻（午後五時）。月の出頃より大浪海底すさまじく、惣所中（浦中）の泉から水湧出ること二丈（約六メートル）余り。その外、地さけ泥水わき出て、さてもさても言語を絶する大変である。

その頃、人々は逃げのびる所、寺から申（南西）の方にあたり、古城の小山あり、是へ逃去る人数、百七拾余人なり。それも老人又は幼少の人は道にて浪に打ちたおされ、皆々流死する。ようやく寺の人々も、本尊ならびに当寺御建立の御証文、知行折紙（職務上の俸禄）の二通と御棟札、その他手まわり品相当物を持ち、命からがら逃げのびた。

長福寺（願行寺）本尊については、開山願主、日快上人がお祀りした本尊を、二世の東林が背負い逃げた。これより上に在所があり、日比原村という道筋の堤下まで来た。しかし、老人の事故、足おそく、本尊を負いながら終に浪に溺れ死す。

東隣りの真福寺宥真と、拙僧（宥慶）は本尊と手近にある必要な物を持って逃げ、ようやく命は助かった。三カ寺結衆（同じ宗派の寺の組み）の内でも、大日寺の栄宥は、一度本尊を負い逃げたが、また大師尊像を取りに下り、御影堂の降り段まで大師を負いながら来たが、引潮の時であったため、終に浪に打ち倒れ流死した。御影は長福寺のかこいにか

かり、其の節、すべての寺は皆倒れてしまった。

山野に宿ること三日三夜、雪や霜におおわれ、人々の難儀この上なかった。その中で、神変であろうか、当所の両社である八幡祇園社は、拜殿までは皆流失してしまったが、本社は山へ打ちたおれて、林の木にかかってそのまま、建て直すことができた。

殊に、祇園社の宝物大般若経六百軸は、祇園内殿に入っており、すべて流失をまぬがれた。浦里の氏子達は打ち寄り、非常な喜びであった。これから、国家や浦里の祈禱に大般若経を転読したいと、宥真が願出で、浦里六カ寺結衆の人達が集って、祇園社で転読いたし、正月十一日を定日として修行することにした。

また、三カ寺も皆波に打倒れてしまったので、日を追うて古道具を取りさばき、柱も倒れて不足しているの、日比原の在所の中に寺山という時に、大松一本分を、多田氏の庄之助殿より御上へうかがい、当寺を建て直した。外の寺々へも相應に上より、竹木を下された。その外の処はいうまでもなく、謂津（徳島）より船に積み必要な物を送り届けられ、救助された。

もつとも、流失後、早々に見分奉行が来られて、検分された上でのことである。とにかくいろいろ策筆に書き残したいことは数多いが、言語にも言い難く、筆にも頭しにくい事であるが、せめて御国元への通報のしるしに筆を残したものである。

さてさて、あわれなること、後世の人々が聞けば、さぞ驚くことであろう。

二度目の書記

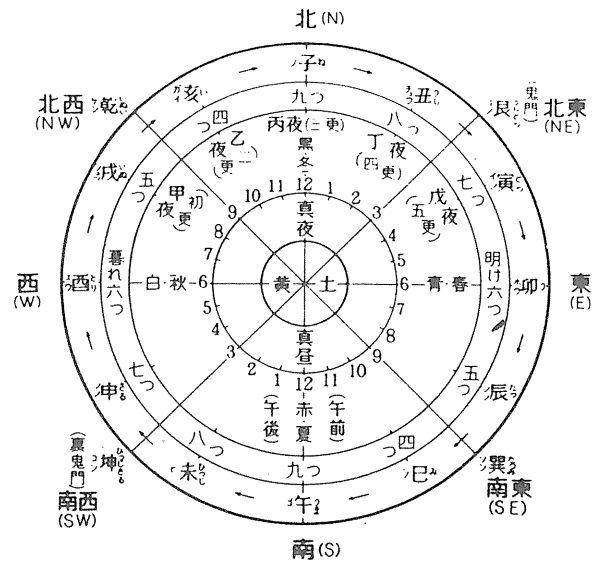
八ツ時（午後二時）宥真同道にて町筋で書くなり。

第一、山や野に凌ぐ内、ほうろくで食物を煮焼して、命をつないだ。一代一生の中に、こもをかぶって過したことは、平生の綾錦にもまさることであると、誰もが言い合ったことである。古こもまでも流してしまったことであるから、大切なことは最も至極なことである。

当寺の壇中で、流死人数、老若四十三人、大日寺且中二十三三人、真福寺且中九人。長福寺且中六十一人、里分寺方の且中も入りこみ、自他とも総人数一千五百余人といっている。

まことにあわれなることを、次のように見聞した。それは、翌日の十七日の八ツ時下り（午後三時）に見たところによると、城山より西北の方一面の人の死骸で、目もあてられず、東から北の往還道筋へかかっても、同じようであ

方位時刻表



った。
この時、久保村の内の二カ所へ、総づかにして死人を埋め、その後地蔵石仏を建てた。これは祇園西手の山ぎわである。

慶長九年（一六〇四）十二月十七日 未の刻（午後二時）

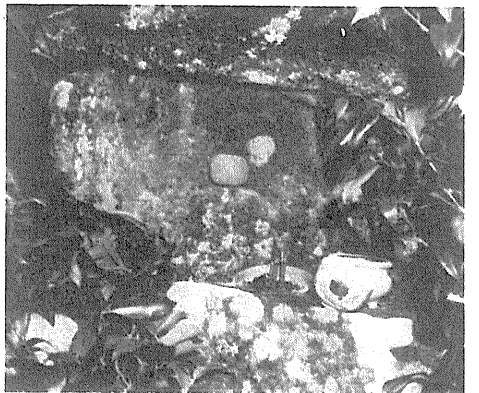
記之

円頓寺 有慶

追而、書き記す

第三、十九日四ツ時寺内にて見聞したること。

一、惣代寺中の諸道具、何によらず混乱して、入りこみ、土地の中へ埋まっている所は、一尺（約三〇センチ）から一尺五寸（約四五センチ）、所により、二尺、三尺（約六〇〜九〇センチ）も砂に埋まり、惣代や一般の家の諸道具も入りまじりになって埋まっているのを、皆おいおい見つけ出し、印ある分は持主がとり、印なきは皆々、人の物をわが物とした。当寺も什器類、椀などすべて損じて、寺中に墓などにかかっていた。真福寺は、長福寺の後に大藪を引きまわしたので真福寺の畑の中に流れこみ、寺はねじれ、ころびかかり、諸道具等も寺について流れたのであろうか、ちやつ、椀類が残っていたので、取り集めた。



地蔵石仏はその後、久保浄福寺の境内にある六地藏尊の西隣りに移転している地域民の信仰厚い。

一、不思議なことがあった。当寺の什物の大ぐわんす真福寺の什物のくわんすが、両寺共、寺の内に砂に埋まっていた、少しもいたんでおらず、十二月二十日七ツ時（午後四時）に掘り出し、大日寺代々の什物は多く流失してしまつた。

第四、十九日同刻の時分である。

当浦における寺の中でも、正法寺はすべて本尊までも流失し、その外、諸道具何によらず失つてしまつた。町中の人達も、少しあて何かくと取集めている人もあつた。また、人の物をわが物とする人も多く出て、年を越して新年になるまで、いろいろ詮議立てをして、面白くないことも度々聞かされた。

一、十五反の廻船、十七反の廻船が、数そう日比原村から奥へ入りこみ、これを取りさばき浜へ出した。その外の小

船などは、正櫃のせきにかかっているのを、人々の力で手がきにして、浜へかき出した。さてさて、大変なことで、これは翌年の四、五月までは非常なさわぎであつた。

同、二十三日、真福寺、寺内にて書き記す。

一、真福寺、寺内北の角に、古い茶つぼひとつ十二月二十三日掘り出した。殊の外、古い昔の物という。

同日

一、当寺は慶長二年（一五九七）の秋、建立するよう仰付けられ、建つてから、八年ぶりに流失した。

〔註〕ちやつ 椀子 菓子を盛る漆器、形は丸い盆のようで、底に糸尻のある器。

一、真福寺は、本具寺、愛染坊という旧跡を引きなおして、有真の代に当寺より一兩年も前に、建立したものである。両寺とも建立して間もなく流失した。拙僧はこれより二十丁ばかり行つた所に、円通寺という所に居り、有真の手引きで行つたのである。

穴喰浦里の庄屋政所 川野伊与市

当浦里、真言宗、十月五日、三日の法事、供養米寄付之帳。仕渡証文の事（大津波の翌年の法事のこと）

穴喰浦里の庄屋政所
川野伊与市
一、此の寺は慶長二年（一五九七）の秋、建立するよう仰付けられ、建つてから、八年ぶりに流失した。これは翌年の四、五月までは非常なさわぎであつた。同、二十三日、真福寺、寺内にて書き記す。一、真福寺、寺内北の角に、古い茶つぼひとつ十二月二十三日掘り出した。殊の外、古い昔の物という。同日。一、当寺は慶長二年（一五九七）の秋、建立するよう仰付けられ、建つてから、八年ぶりに流失した。一、真福寺は、本具寺、愛染坊という旧跡を引きなおして、有真の代に当寺より一兩年も前に、建立したものである。両寺とも建立して間もなく流失した。拙僧はこれより二十丁ばかり行つた所に、円通寺という所に居り、有真の手引きで行つたのである。

一、当浦の儀、先規より談義所といって、浦里の御結衆持の所である。このことは今まで中絶していたのを、この時
不断会を改めて、浦里六カ寺が五日、三日の法事を七月に修行するようしてきたが、昨年の大変事が、殊の外流死
人が多く出たので、浦里一統相談の上今年から、十月に取りきめ、前の習慣の通り、五日、三日の法事を行なうよ
う、諸宗派の方々にも伝え、先祖の霊の回向をすることになった。

そこで、今後御法事の供養米、浦里として米二石、その年々の順番の寺へお渡しするよう、相談の上定り書物に
捺印して、浦里六カ寺へ御渡しした。結果仲間よく相談して、各年々の順番をあらかじめ定めておき、その年の
当寺より、他の方々へ御案内していただければ、右寄付の米、早速お渡しする。

穴喰浦里政所 川野伊与市 印形

慶長十年（一六〇五）巳正月七日

- 完喰村久保 多田太郎左衛門 印形
 - 完喰村日比原肝煮 左五兵衛 印形
 - 完喰村大崎 同 甚左衛門 印形
 - 完喰村馳馬 同 与五左衛門 印形
 - 完喰村大野 同 忠兵衛 印形
 - 完喰村影島村 同 実左衛門 印形
 - 完喰村広岡 同 権右衛門 印形
 - 完喰村落合 同 三五郎 印形
 - 完喰村小谷 同 彦太郎 印形
 - 完喰村角坂 同 与次右衛門 印形
 - 完喰村塩深 同 孫太郎 印形
 - 完喰村船津 同 彦十郎 印形
 - 完喰村久尾 源作 印形
- 右の通りに、今年より定め、浦里六カ寺、御結衆中へお渡ししておき、その年の御当番の寺より、御案内次第、米
をお渡しすることとする

慶長十年（一六〇五）巳正月七日

穴喰浦里真言結衆六カ寺

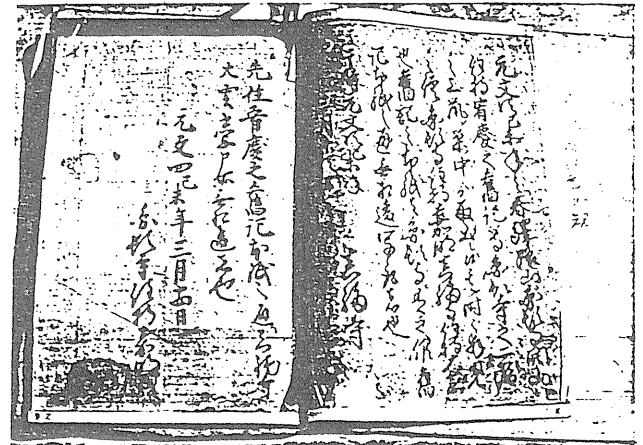
- 大日寺 隠居 宥伝様
- 正福寺 宥敵様
- 真福寺 宥真様
- 西光寺 良雄様
- 成福寺 宥応様
- 円頓寺 宥慶様

慶長十年（一六〇五）十月より、浦里真言結衆、法界万靈有無阿縁の回向のため、五日、三日の法事先例を以て、
お勤めするので、各御相談の上、供養米二石宛、年々各より御寄付下さる旨、御連判で書物をして、六カ寺衆中へ己
正月七日に御渡しいたし、たしかに見届けたので、六カ寺結衆請持書をもって承知致した。

慶長十年（一六〇五）正月七日

真言宗一カ寺 大日寺 隠居 宥伝、書判

- 真言宗一カ寺 正福寺 宥敵 書判
- 真言宗一カ寺 真福寺 宥真 書判
- 真言宗一カ寺 西光寺 良雄 書判
- 真言宗一カ寺 成福寺 宥應 書判
- 真言宗一カ寺 円頓寺 宥慶 書判
- 穴喰浦里惣庄屋政所 川野伊与市殿
- 穴喰村在々、肝煎人 衆中



元文四己未年之春、駅路山圓頓寺開山
住持有慶之旧記等円頓寺二階
之上、草ノ中より取出シ候其時之拝見
之僧円頓寺住持嘉明真福寺住持大雲
舊記之本紙は円頓寺に有之候舊記本紙之通無相違写取者也
于時元文四己未年
三月十四日 真福寺 大雲◎
先住有慶之舊記本紙之通真福寺大雲書写申所無相違者也
元文四己未年三月十四日
円頓寺住持嘉明◎

八、宝永四年の震潮なましお

宝永四（一七〇七）丁亥十月四日震潮之旧記写。（田井税伯震潮記）

宝永四年十月四日、天気殊に晴れやかに、四方雲なく、微風なし。巳の下刻大地震にて、よわき家土蔵崩れ、つよき家土蔵とも壁落ち、鴨居はなれ、衆人周章し、愛宕山へ逃上った。其時地さけ水湧出で、川水井水など増し、しばらくして川泉残らず引かわき、海底はるかに干潟となり、それより大潮未の刻ばかりに矢を射るごとく来り、浦中家蔵流失し、溺死人男女十一人浦中漁具残らず流失、土佐屋五兵衛と申す者の船、願行寺南の畑に流れ上り、もつと寺院は残ったけれども、大いにいたみ、座上二尺余りも潮上り、久保村も家多く流失、祇園山へ逃上り助命できた。大潮入ること式丈三尺、或は所により四・五丈もあがり、此辺は内ひろぎためか。輦奥浦人家もつつがなく、浅川、牟岐浦は家一軒も残らず、両浦死人三百余人もあつた。四国、西国、紀路大潮入り、東国其他は震汐なかつたよう承つた。地震がゆると大潮入るものと思つて、老人小兒早く逃げることである。山遠きところは、命の外に宝はないものど心得、何も捨ておき、山へあがり、このような時、さまざま怪しい取沙汰があるものである。まようべからず、天地が打ちかえすなどおそろしいことなど、沙汰あるものなり。大潮入る時分一度山へ逃げ、また山より大事のものあるよう言うて、取りに戻り、死んだ者が多い。命の外に宝は何もない。はやく山へ逃げるのが肝要である。地震は昔にもあり大潮入り、多くの死人があつたと、寺院の旧記をみると、左の通り書いている。後の人のためになるやと、書き写しておくものである。七、八年、一〇カ年の間は折々少しあてゆるものである。

牟岐、浅川、山が近いが、油断あるいは欲に、何かく取持ち、逃げることは無用で、万貫にもかえがたい命をおとすことはなし。百年程たてば、大変のあるものである。永正九年（一五二二）まで九十四年、慶長九年（一六〇四）より宝永四年（一七〇七）まで百四年になり、永正以前にも度々地震大潮もあつたが、何年に地震大潮入るとたしかに記す人がなかつた故書記すべもない。今書記するところは、たしかな跡書きであるから、後々の人心得になるものと願しておくものである。

初めに穴喰浦のことのみ書いたが、穴喰ばかりにこのような変事があるはずはない。記しておくときさないとのがいと承知しておくことである。

近 世 宝永四（一七〇七）丁亥年十月四日、震汐の前日より早ひやく続き十月最初には甚だ暖気にて、諸人ひとえものを着用し

ていた程で、その日は、風もなく晴天で、雲もなし、静なる日のことであつた。浦々溺死するもの数えがたい。寺院は、座まで波が浸つたという。この時、大地震の後しばらくして大溝来た。その昔の大変は、慶長九年（一六〇四）申年十二月十六日戌刻に洪波来る。浦は勿論、正田村まで、老家も残らず人の死することおびただし。宝永の潮は昼であつた。また前の程でもなかつた。慶長の大変こそ言うもおろかや、波の入る前ごろ、所々の井水、おのずと乾き、港口より水床の沖まで乾き、水一滴もない干潟となつたという。今願行寺の六地藏のもとに古い石がある。その時粗記であるが、石の上下欠け損して、文義十分でない。「慶長十年（一六〇五）巳年正月に記す」と年号は明らかである。その文の中に半時ゆりと書いてある。その上の文は欠けているが、その時も地震があつたのであろう。今古老の言残したことを伝える者の言うのには、その洪波十六夜の出月をかくして、山より高く込み入つた。浜辺に竹藪のあつた所浪ひときり打ちつけた様子、その勢すこしは弱くなり、諸人右往左往、迷う者ごとく底の藻屑となる。小山に逃登り百余人は助命す、今の愛宕山である。その山の八分目まで波上り、浪が来ると諸人同音に泣悲しむ声ばかりで生きた心地もなかつた。「嗚呼まことに共業所感の道理にや」。同じ波におもいがけなくも溺死する人々の心、返えすがえすもいたましい。されば命こそ、ものの種よ、その時逃げおうせたる者は、孫子にも言い聞かせて、慶長九年より今元文弍年まで、百三十年に及んでも語り伝えるものである。不定の世界には、何も定つたことはないといつても、海辺の住居は、特に言えることではないだろうか。

海邊の住居は、特に言えることではないだろうか。

慶長十年（一六〇五）巳年正月に記す

浦々溺死するもの数えがたい

申年十二月十六日戌刻に洪波来る

浦は勿論、正田村まで、老家も残らず人の死することおびただし

一五、安政年間の震潮

嘉永七年甲寅年仲冬七日震汐日々荒増の記。(田井税伯震潮記 記写)

嘉永七年甲寅年仲冬初二日頃より一天微雲なく、海面畳を敷くごとくで小浪もない。海底より小さき貝ごときもの一面に浮き上り、四日朝にいたつて、海面ますます凧渡り、微風もなく、又諸鳥の声稀になり、何となく物静かになつたところ、同日辰の下刻より、中ゆりの地震続いて、二度海面俄にあぶきを生じ、阿じ島を打越え、川の半まで込入ること三度、諸人驚いて四方へ逃げ散じた。米麦諸物を山上へ運び、今にも津波が入つて来る心地して、その騒動言ひようがない。夜に入つても同じ様な騒ぎで、万一出火するかもわからないので、役人一統火の手当に廻り、浜辺ではかがり火を焚き、潮狂いになれば、すぐ様その場を立去り、町々へ別れて触れ知らせる様、手配をしておき、家々に残っている者達は、少々あて手近の物を持って、愛宕山へ逃上る覚悟で、浜辺より今にも知らせが来るかと心細く待つていたところ、夜の四ツ時頃、中ゆり地震一度あつた。家々に残っている者も、大半は逃げ去り、諸物を持運び騒々しく、又浜辺には、潮狂いに気をつけ、かがり火を焚き、諸方へ逃げ退くものは、各かがり火を消して津波が入

つてくるものと思ひ、遠見から見守り、まことに薄氷を踏むごとくで、言うような事もなく、晝になって、少々人心地になり、翌五日潮くるいも少しばかりは直り、地震も穏かになつたので、諸方へ逃げ去つた人々諸物を持って、追々帰つて来るようなかかりで、これで少しは穏かになつた。

此日御蔵米御積取りのため、郷方よりも人馬御蔵許まで、参つていたが、折々潮狂いもあるので、御積取りは見合わせることにした。既に御積取になるところをよくも見合させたものだ。彼是過半積入した時刻には震汐になるところで、もしそうなれば多くの人馬無事なことはよもあるまい。右の積入れになる奥浦庄助船、湊にて潮込みになり、船子共伝馬船に乗り逃げたところ、忽ち潮に押され四ツ辻まで流され、漸く樹にとりつき、命は助かる。また諸方へ逃去つた人々も追々戻つてきたけれども、何分天の色も常にかわり、微雲微風もなく、日の先四、五分かけて、日そくの如く、又諸鳥の鳴くことを聞かず、ただただ物凄く日たけるに随ひ、日色おいおい悪くなり、午の刻頃よりは光もなく、日の影黄色に変わり、人々怪しみ又々逃げ仕渡などして、諸物を山上へ運び、その騒動は大変であつた。申の下刻、極大の地震宍度あり、忽ち地面さけ渡り泥水を吹きあげ、井水一尺位より二、三尺ばかりも吹く所があつた。そこで地震半に早や五、六寸ばかりも水流れ渡り、木竹の梢地につくばかりにゆれ、川水二間四方或は三間四方ひとかたまりになり、所々に水吹きあげ、又川原などは小石ともに水を吹きあげ、中側辺は水吹上げること四尺ばかりより五尺はかりに至り、そのすさまじき事、言語に断じ、又田畑残らず水を吹上げ、或は砂を吹き一面にさけ渡り、そのさけ口青色、家々の軒落ち瓦飛ぶこと投げ打つごとく、壁落ち潰家等出来、沖よりは塩煙ひろがりにて町中煙り立ち、五、六間先は見分難く、皆々ゆりたおされ、樹にとりつき、垣にすがりなどしている中に、少し地震もゆるみ、老人、病人又はおさなき者を助け、ゆられながら手近き山へ逃登る。親子たりとも一所にいないものは、助けるひもなく、潰家に親を打たれ、或は子を打たれ、それさえも見返ることができず、又何一つ持つて立退く間もなく、一命を辛うじて逃散るところ、忽ち逆浪来ること三度、最初の潮は、あめやはり涸辺まで、二度の潮は、正田薬師森より一丁程下まで、川筋は日比原村より半丁ばかり下まで、北手は鈴ヶ峯麓まで、又二度目潮の引く事、中磯の沖一丁程先まで、只一面の白浜になり、続いて三度目の潮が来たが、小さく一番潮位の事ですみ、それより続いて来る浪もななく、愛宕山へ逃登る者、五百七十二人、その余は祇園八幡、又日比原、尾崎、広岡辺まで、家内別れ別れで逃げ散り、浜辺に居合わせた者はそのまま舟に乗つたが、逆浪に打返され、溺死す。程よく川筋、古目辺へ流れ入り、助命に及んだ者もあつたが、必ずこのような時は舟などに乗つてはならない。諸々にも船に乗り、多く溺死した。片時も早く

手近の山に逃登るにしくはない。先年の津波の筆記にも返すかえす言ひ残してある通りである。よく心に迷い逃げ去ること遅き者は死亡している。この度でも同様の有様で、命を失うものが少なくなかった。又山上に逃登るものは命が助かり、舟に乗った者は多分死亡した。山上へ逃登ってから、親は子を呼び、子は親を尋ね、何れが死亡の程もわからず、其の愁傷は言語、筆頭にも述べ難くに尽きる。

暮方大ゆり一ケ度、中ゆり続いて式ケ度夜四ツ時頃、極大ゆり一ケ度、今も山上ゆり込みばかり、たまたま苦命を助り又死亡したのであろうか。今も津波が入ってきて溺死するような心地して、魂も身に添はず、子を抱き、家内手をとおりあい神仏の加護に預からん事のみ祈る。誠に奇なるかな。いずこともなくほら貝聞え猶丹誠をこらし諸神を祈る。夜半より暁にいたる迄、中ゆり、八度、小ゆり只間もなくすべて三十七度、翌六日、漸く無事の顔を見合はしたが、天色もとかく直らず、前日と同様の有様で此上如何の大変に成り行くかと悲しみ、愛宕山に逃登った人々、又々日比原、尾崎村辺まで猶又逃退き、其の騒動大方ならず、阿びき川まで入ってきたが、異変もなく、前日より仲合いは平素に変ることもない様子、下山の者も稀になったので、いづれ死亡するかもわからず、又前日よりの大変を御役所へ御注進申上げる者もなく、只茫然として、暮れてゆく。月の光も平生とちがっている。食物も受けない上に、夜具などもなく、霜雪、寒風に木々の根を枕として眠ることもできず、少しばかり持ってきた米麦をわけ合い、粥などを焚き、漸く命をつなぎ、神仏を祈る。夜四ツ時頃雨催し少々降る。雨直ぐに晴れ、一昼夜中ゆり三度小ゆり十六度、すべて六十九度、翌七日、天色、海面とも少しは直り、心痛の中にも少々安堵の思いをなはしはじめて下山いたし、人々安否などを聞合せ、家内一所に集ることができた。自家の様子わずか一時の変にかくまで、荒果て打かわりたる事と愁傷言葉に絶す。

南町筋西分五、六軒ばかり潰込み同様にて残り、其の余は両側とも一家も残らず流失す。本町筋、横町より浜横町までの間、両側七軒ばかりになり、それより浜分、両側とも残らず流失す。本町西分、横町、鍛冶屋町潮入りいたみ、或は半潰れになり、寺町、長屋辺は疼みもうすく、浦中で無難の家わずか拾老軒、いづれの町筋も流家、その余の流もので通行出来ず、流家の棟つたいで通行す。誠に目もあてられぬばかりの事、此日竹ヶ島、金目、那佐、古目、などの様子聞けば、只愁傷と驚きとの外なく、七ツ時頃より下山の人々登山いたし、右刻限を過ぎて、誰も下山する者なく、暮方より、雨催し、漸く薄べり、苦などで雨覆をし夜に入つて小雨又は曇りなとして明方にいたり、昼中ゆり二度、小ゆり十五度、夜小ゆり十二度、中ゆり十二度、初鶏頃より暁まで、中ゆり三度、小ゆり二度位、此日す

べて四十六度、翌九日暁、天曇り、五ツ頃より晴海面、日色とも追々直り、諸人大いに安堵いたし、五ツ時頃より下山して、流散った食物、諸品を拾集め、衣類などを乾し、寒風をしのぎ、七ツ明頃より下山を指とめ、昼夜中ゆり二度、小ゆり八度、都て十度、翌十日、終日、晴曇り、五ツ時頃より下山して、諸人自家の流れ散り物を尋ね、目じるしある品は持主へ戻し、目じるしない分は、自他の差別なく拾取り、大混雑す。暮方御郡代、穂積茂兵衛様御入り込みになられたが、御宿する家もなく、漸く忠平、藤七とも取片付け、御止宿、夜に入り、大風、夜中ゆり二度、小ゆり十四度、すべて十六度、翌十一日朝曇り五ツ時頃より天気、難渋の人共へ当時御救として穴喰浦御蔵にて玄米三石御出し遊ばされ、御蔵許において一斗、銀札四分宛のつき賃をお下し仰付けられ、愛宕山南手の畑で、御幕を打まわし、村浦役人判をもつて一人前一合宛の割で日数五日の間、施粥を仰付けられ、又同処の畑に奥行一間半、桁行十間の御救小屋四ヶ所御建仰付けられ、都而御入目銀御下げ遊ばされ、五ツ時より竹ヶ島御見分、七ツ時頃御帰宿、地中米受けないので、御蔵米をお願いしたところ、十七石御渡仰付けられ、白米に仕立て一升一匁にて売渡し、大いに難渋を凌ぎ、今日より自家の取明けを致すように仰付けられ、もつとも五ツ時頃より取りかかり、七ツ時仕廻り、此日昼夜小ゆり十五度のみ、大ゆり中ゆりともなし、翌十二日天気五ツ時より面々取明けにかかり、流散たもの入交りになり、自他の差別なく、見当った品は取り隠し、大混雑で、争論所々にあつて止まず、この様子を御聞遊ばされた一統を御宿に召寄せられ、御直に御渡なされ、流散の品、目しるし有る分は持主へ渡し、又取分が出来難い品はそれぞれ、所の役人へ預け、追つて取調べ引渡す様に仰付けられ、右制道として下才判並に魚御分一所詰御帳元衆、諸木御分一所詰御役人、打廻つたから、少しは穩かになり、古目御番所御飯小屋は四方とも板造り、一間に一間半の御仕様で、早朝より七ツ時まで、地中の大工惣造りて出来、此日昼夜小ゆり十四度のみ。翌十三日、天気穩にして寒風厳しく、五ツ半時頃、町内再度御見分、昼小ゆり六、七度、夜四、五度ばかり、翌十四日天気、五ツ時頃御郡代様御帰り、諸方へ逃散っている者、御救小屋に移り、又自宅のある者は立戻り、或は小屋懸けなど取りかかり、甚だ繁雑で、昼夜小ゆり四度中ゆり一度、翌十五日日の中、地震一向もなし。夜に入り、中ゆり三度、小ゆり二度、夜に入り、鴉樹を離れ、諸方へ飛鳴く事、暁まで止まず、翌十六日、曇天五ツ時頃より小雨、同刻小ゆり一度、申の刻頃より晴、御救米六十石、橘浦より御積廻し、九ツ時頃小ゆり続いて三度、申の刻、小ゆり一度、暮方中ゆり続いて三度、小ゆり四度、月の出空格別赤く、又々潮入来る様子言い唱え、諸人騒ぎ、愛宕山へ逃登ったけれども、何も変つたことはなく、此夜は何処も同じの騒ぎであつた由、後で聞いて、明方になって、逃げた人々下山し、此日、すべて七度、翌

近世

十七日、天気、流失の網舟並に漁諸具を御取調として御手代衆出張、七ツ半頃中ゆり一度小ゆり一度、暮方より又々潮入来る趣を申し唱え、諸物を持って愛宕山、祇園山上などへ逃散り大いに騒々しく、夜四ツ時頃、浦御奉行御手代衆御入込み、夜半過ぎ、中ゆり一度、明方まで何の変もなく、追々帰り、翌十八日、天気、朝五ツ時頃、穴喰、久保古目、那佐、金目、竹ヶ島右所々の難漕人共の御救米一日一人に付三合宛、日数二十日の間御渡配当仰付られた。昼小ゆり一度、中ゆり二度、暮方より又々津浪入ると言い、大いに騒ぎ諸方へ逃げ去ったが、何の異変もなく、明方になって下山す。翌十九日、曇天昼頃より晴になり、御郡代高木真蔵様浦方御用として井上紀代次様御入り込み、町内御見分の上、暮方御宿にお着きになる。暮方より又々津波入る旨を申し唱え、前の通り騒ぎを起し逃げ去り、大変混雑したけれども、何も変ったことはなく、昼夜小ゆり三度。町筋通行出来ず、取明をするよう、郷分へ人夫を手配仰付けられ、翌二十日郷分村々より役人夫を召つれ出てきた。それぞれ手配いたし、町筋取明け、御一烈様、古目御見分、御境目通、しだ尾へ御越、金目より竹ヶ島へ御越、同処より船で七ツ時頃御帰り、直に久保村御見分の上、御帰宿、昼夜小ゆり五度のみ、翌二十一日、天気。前日のかかり、郷分より人夫が来て、取明け、早朝よりかかり、七ツ時頃までに町筋ようやく見通しできる位になった。井上紀代次様御宿へ役人漁頭共を召寄せられ、此度従り、御隠居様潮直しの御祈禱として穴喰浦並に竹ヶ島へ御酒一斗宛下しおかれ、且又此度の大変については、漁師共恣投忽ち稼の道失い難渋しているので、流失の多少、浦方の大小に応じ漁船五、六艘又は七、八艘網も各々に順つて下される旨等仰渡されたので、取調べ委細申上げ、扣えて別に筆記したので略す。当浦五人組直平をもって甲浦役人共へ潮見舞に指出し、右浦の様子をあらかじめ聞いたけれども、下筋の様子はいまだ聞かず、しかしながら、殊の外大いにいたんでいる由、御老烈様、野江村まで御帰り、昼夜小ゆり五度ばかり、翌二十二日、井上紀代次様御浦まで御帰り、甲浦役人より震汐見舞として、五人組喜三郎来られ、甲浦の様子を聞いたところ、流家十二軒、溺死十七人とのこと、昼は地震なく、夜小ゆり三度、翌二十三日天気、初鶏頃、中長ゆり一度、午の刻頃まで、小ゆり四度、戌の刻中ゆり一度明方まで小ゆり七度。すべて十三度、翌二十四日朝曇、五ツ時頃より天気、明方より八ツ時頃まで、小ゆり三度、同刻より暮方まで小ゆり二度、夜に入り大ゆり一度、夜五ツ時頃より降雨、大風、浪立ち、翌二十五日大風雨、出水、五ツ時頃より暮方に納る。小ゆり三度、翌二十六日曇天午の刻頃より晴、昼夜小ゆり二度、翌二十七日、天気寒風午の刻小ゆり一度、酉の中の刻中長ゆり一度、夜に入り小ゆり二度都而六度、翌二十八日天気寒氣厳しく、昼小ゆり二度、夜小ゆり二度、翌二十九日、天気、昼小ゆり二度、夜中ゆり一度、小ゆり一度、翌師走朔日天気巳の刻小ゆり一

度、午の下刻小ゆり一度、夜に入り小ゆり二度、翌二日天気小ゆり二度、夜に入り小ゆり続けて二度、翌三日天気小ゆり三度、夜中ゆり一度、翌四日天気昼小ゆり二度、夜に入り地震なし、翌五日天気朝小ゆり続けて三度夜二度、翌六日天気小ゆり一度のみ。翌七日天気小ゆり昼夜に二度、翌八日天気昼小ゆり一度、夜に入り小ゆり二度、夜半頃より小雨、翌十日天気午の刻中ゆり一度、同刻小ゆり二度、翌十一日天気此日一向に地震なし。翌十二日天気小ゆり一度、翌十三日天気小ゆり一度、翌十四日天気昼、中、小ゆり二度、夜半大ゆり一度、同刻より大雨、直に風にかわる。翌十五日曇り午ノ刻より小雨昼夜小ゆり四度翌十六日朝雪午の刻より晴、昼夜小ゆり二度、翌十八日、晴天、小ゆり続けて三度、夜に入り小ゆり一度、暮方御郡代、穂積茂兵衛様御越、翌十九日、天気昼頃より曇り、昼夜小ゆり三度、翌二十日曇り、又は晴、夜に入り大風明方に至り止む。昼夜小ゆり二度、翌二十一日天気五ツ刻続けて小ゆり二度、夜に入り小ゆり三度、翌二十二日天気夜半頃より小雨降り此日地震なし。翌二十三日天気五ツ時頃より小ゆり一度、夜に入り小ゆり一度、翌二十七日天気小ゆり二度、翌二十八日天気昼小ゆり一度、夜小ゆり二度、翌二十九日天気、昼夜小ゆり三度、翌三十日天気、皆は前日より津波又々入り申すべく様と申唱居ったところ昼八ツ時頃大ゆり一度諸人大いに騒ぎ、早も津波入来ると申し唱え、諸方へ逃退く者もあつたが、夜半頃まで、何の変もなく、何を申しても、大三十日の事なれば追々に立戻り、静かな年明に至る。

右は霜月四日の地震より大三十日まで、日々の模様を荒増書記し、翌安政二卯年正月月上旬の頃より二月下旬まで、一日に二度、或は三度、大ゆり又は小ゆり地震無き日とは稀、まれの事なり。その内には様々のこと申唱え何神の御鬮には、又々何日には津波入来る、何日には大地震などと、安心ならざる風せつを唱え何となく人氣騒々しく、只さへ朝恐れ、夜分は波の音、風の音にさへこころを配り、安心に寝たる事もなし。又壁落ち屋根洩りの所などへは、板苫を当て、雨風を凌ぎ、自家さえ腰の居らぬうえ、様々の風せつに心をいため、殊に天変とは申しながら、斯くまで浅ましく打かわり、わけて南町西筋などは、古き家居も無数までに軒を並べけるに一時の難に跡方もなく流失に相及び誠に愁傷言語に絶し、三月月上旬の頃より四月下旬の頃までは地震も追々弛るみ一日に一度又は二度或は五日に一度、十日に一度位になったが、四月二十七、八日兩日とも終日地鳴のこく地震も小ゆり三度位、五月節旬小ゆり三度、併しながら三月月上旬の頃よりは都而小ゆりのみ、五月中旬より六月下旬の頃までは、地震も数なく兩月に六、七度位。宝永震汐の節は祇園祭も三年ばかり、出来難い趣であつたが、此度は祇園神祭も平年のごとく出来、又賑向

近世

として所出来の帛紗人形をもって七月十日十四日右三日興行、参詣等も例年よりおびただしく、もつとも丹鶴かざり船は町筋いたみ例年の通り町筋を曳くことは出来難く、当家の門先にかざりおき、翌十五日祇園八幡へ引込んだ。大山は例年の通り六月朔日夜取り建て、土井の門まで曳いてきて、十四日能囃子にて祇園へ引込支障なく神祭を済ませた。囃子道具の内、しし頭は昨冬の津波に流失いたししばらく見えなかつたが、祇園西手の田地へ流れてきていたのを拾いあげたところ、少しも濡いたみもなく其餘の道具は無事で、そこで例年の通り能はやしが出来た。同月二十四日愛宕山祭事も是までは、御山のみで済ませていたが、当年は下山、南町通浜崎まで通り同処より本町通りそれより登山、日帰りの神祭ができ且又浦々漁師分返上方何角御建かわり、多分拝借を仰付けられた網船共が丈夫に出来、鯉漁事は先ず近年の大漁で、漁師共は昨冬の愁苦も忘れる程になった。又作方のことは昨年冬御年貢不足の分は格別の御義をもって居屋布分当年まで、御差延、田地の分はすべて御宥免付付けられた。且又田畑潮入はいたみの場所もいたみの厚薄に依じ一ケ年より五ケ年までの御嶽下に仰付けられ、堤などは夫々御普請、稲仕付のことも、例年よりはおそかつたので、荒田一畝位で、直ちに植付けたが潮入の分は殊の外出来柄宜しく草手入も一番草二番草までにて指止め肥等は植付の節、少々ばかり致したままで、その後は肥なども格別に用いず、植付のみぎり多少の肥を用いた分は、稲出来すぎ、葉腐つて株絶になり荒田同様のまま、植付け草手入も致さない分は、先葉腐りも薄く相応の出来のように見えたが、虫さし等にいたみ、出来柄はよくなく、思いの外実入悪く、浦中押平し四分通り位の作柄で畑分も同様の姿で潮入の分は出来がよろしく、その上時々降雨もあつて殊の外出来よろしく、近年の作柄諸方とも先ず豊作であらうか。米麦も上方筋も追々下落、通銭、一匁に付き、地相場白米九合、麦一升右の仕合人氣も相和ぎ且又八幡神祭は、平年より御供馬等も多く、殊の外賑々しくかし乍ら、丹鶴銚り船は六月同様、神輿のみにて、神祭出来、且又地震も追々相弛んだところ、七月三日中ゆり一度、夫より八月下旬の頃まで一日に一度又は五日に一度十日に一度位であつたが、すべて小ゆりのみ、又時々沖合が鳴る事もあり、八月下旬より九月最初まで、前と同断、九月二十八日酉の刻中ゆり一度、もつともこの地震、徳しま、浪花辺は大ゆりとのこと、十月四日初鵜頃中ゆり一度、五日曇天終日沖合鳴り、夫より二十日頃までは、二日に一度、五日に一度位小ゆり、二十三日小ゆり、一日に五、六度、又地震の節地面二尺ばかり下つたのか、満潮平年より二、三尺ばかりも高し、昨冬より九月最初までは井水鹹く、すべて川水のみを用い、又時としてはからい事もないけれども地震緊くゆつたので、又々からくなり、又その後遣水にも出来難い井水もあり、堀直しても同じくからく、又二十七日夜八ツ時頃中ゆり一度、又五、六日ばかり地震なくとも

一日に一、二度もあり、その中曇天になつたので、繁々これあり、又はからず浪立等もあり、既に六月二十二日浅川、牟岐辺は町筋へ乗り来り、小屋懸けなどを打倒し堤なども切れ、破損中でも、浅川海老が池などは、当春御普請仰付けられた堤波戸、残らず崩れ、田地一面海底になり、又土州なども同様の由、甲浦なども庭先へ波がきた有様で当処は平素の高浪位の事であつた。且つ此度の大変を考え合すと、昨寅年春頃より申西の方に当り大砲遠響のごとく折々鳴り冬に至り鳴音繁し。しかしながらその砌りは、相州浦賀表に亜墨利加船渡来の後ゆえ、諸国とも大砲相励みたる折柄であるから土州で専ら太砲の響大くあると申すばかりで、何の気もつかずにいたところ、そうではなく地震中にも繁く鳴り、五月頃まで日によれば一日に幾度ということなく、又折々地鳴りの如く響今もって鳴ることやまず、昨寅霜月朔日頃の刻、過日の光しばらく地に輝き、眼ばゆく同夜寅卯の方より未申の方へ向い白氣立ち三日四日の夜半、東の海空赤き事夕焼のごとく、夜半の頃より暁までさめず、又中夏の頃家々に毛虫多くわき、奥浦、大里、牟岐辺に別て多し、当地などは右のようなことはなく、甲浦、白浜辺にも、少しあつた由、諸国にもあつたのだからか。紀州淡州などにも、専らあつたようすである。その頃牟岐東浦辺には、実の入つた小貝軒先に集り寄り、日を重ね、一向に見えず、又暮秋傘の如き黒氣毎夜たつ。晴夜は色薄く、曇天には色濃く、その余は諸方に珍しい事があつても此度の大変は前評(前表)にてもあつたのであろうか。その荒増、拾か老を書記し、霜月朔日よりのあらまし聞とつたまま、書記しておく。

此度の大変につき、稲田九郎兵衛様、加島出雲様両御大夫御焼失並びに新町、通町、紙屋町、紀ノ国町、魚の棚その余島々大小の焼失潰家等出来、小松島などは人家八歩通位も焼失、その余北方筋、所によりては田畑白砂を吹出し、又泥水を吹あげ、土地によつては、地面一尺より二、三尺ばかりもさけ、深さはかりがたい様子、或は地面ゆり下げ、いずれも山野に住居すること数日、しかしながら南方筋とはかわり、つなみのいたみはなく、死人も数なく、又那賀郡塩浜残らず潰れ、海成り其余は所に堤切れ、田畑多く損じ其の御損亡広大、先は海部郡潰れたいたみ、あらまし左にしるす。

穴喰浦分

一、惣家数	二百七十一軒	右同断
内	百四十一軒	流家
十五軒	潰家	残
		八十軒
		十一軒
		無難

近世

一、惣人数 千五十五人
 一、流死人 八人
 内 五人男此内一人出生知れない者
 三人女。
 流死人
 傳之助祖父 実右衛門 八十歳
 豊之丞親 久之丞 六十三歳
 文兵衛二男倅 貞吉 七歳
 徳之丞二男倅徳太郎 二歳
 同人妻 たい 三十七歳
 弥三兵衛妻 てる 二十四歳
 政七姉 しも 七十三歳
 十四ヶ所
 一、土蔵 内
 二ヶ処 流失
 八ヶ処 汐入疼み
 二ヶ処 潰込同断
 二ヶ処 無難
 一、惣納家 内
 七十二軒 流失
 三十二軒 潰込
 二軒 右同じ
 二軒 流失
 五ヶ処 住吉社
 一、堂室 内
 蛭子堂 住吉社
 古目大師堂 浜大師堂
 那佐大師堂
 一、廻船 八艘
 一、惣人数 六百四十六軒
 一、潰家 三十四軒
 一、汐込家 八十四軒
 一、流失土蔵 二十四ヶ所
 一、流納屋、馬屋共 百六十七軒
 一、流失漁船 百四十二艘
 一、疼漁舟 四十一艘
 一、流失廻船 四十一艘
 一、疼廻船 五艘
 一、流失高瀬船 九艘
 一、諸流失網 九百九十四反
 一、諸疼網 二十三帖三部
 一、社 流失 四ヶ所
 一、死人 二十三人
 内 十五人、男
 八人、女
 一、流家 二百四軒 西由岐浦
 一、同 三十一軒 同村
 一、疼漁船 二百十軒 木岐浦
 一、疼廻船 五軒 志和岐浦
 一、流失高瀬船 百二十一軒 東由岐浦
 一、流失 二十軒 田井村
 一、潰家 五軒 同村

近世

一、惣人数 五軒 無難
 一、惣人数 九十七人 古目
 一、惣人家 三軒 古目
 一、惣人家 三軒 金目
 内 流失
 一軒 潰家同断
 一軒 汐入疼
 一、惣人数 二十人 久保村
 一、惣人家 四十九軒
 内 四軒 潰家
 三軒 同断
 同 十七軒 汐入疼
 同 同
 一、流家 三百二十一軒 浅川村浦分
 一、潰家 三軒
 一、流土蔵 十六ヶ処
 一、死人 二人、男
 一、流失漁舟 三十八艘
 一、疼漁船 十艘
 一、流失廻船 一艘
 一、疼廻船 二艘
 一、流失高瀬船 二艘
 社一ヶ処、その余は一軒も残らず流失
 もつとも浦中で残ったのは寺院三ヶ寺、庵一ヶ処、
 西牟岐、中村、内妻共

一、日和佐などは、往還渡しの上岸上り一尺許り。潮乗り、浜手低き人家は潮入りになったが、流失などはなく、もつとも薬師前木場辺並びに北河内村までも、潮来たようなかかりだから、船漁具財等を損じ、田地荒る。恵比須浜などは、四日五日とも潮狂いがあつたが、格別のこともなく、鞆浦低き町筋は、潮入、高き町筋は潮こぞ、川筋人家坐上二尺、或は三尺位、潮先、高園村母川半まで、漁舟、廻船、脇宮辺へ多く流来り漁具船共流失、しかしながら、家は一軒も流失なし。格別眼に立つ程の疼み家もなく、先ず無難、鞆浦右津旧年浦浪の記、立巖に彫工ある処、左に記す。

敬白、右意趣者、人皇百十代御宇、慶長九甲辰季、拾二月十六日、未亥刻於常月白、風寒癡行歩時分、大海三度鳴人々巨驚拱手処逆浪頻起其高拾、丈来七度名大塩卜剩、男女沉千尋底百余人為後代言伝奉興之各之平等利益者必也宝永四丁〇之冬十月四日未時地大震乍海潮湧出、丈余蕩々襄陵反覆三次而止然我浦無一人死者可謂幸矣後之遭大震者予慮海潮之變而避焉、則可

一、土州野根浦などは、平素の潮より四尺ばかり高潮町筋は乗り来らず、崎浜辺も少々潮狂いはあつたけれども格段の事もなく、地震で人家八歩通位も潰込んだ様子、室戸などはその砌り四尺ばかりも潮引きその儘にて、来らず、右の仕合せの後船の出入出来難く、又津呂浦などは、人家の内へ大岩をゆりあげ、又処々に寄せては人家、七、八歩通位も流失または人家田畑ともゆり込み亡処になり城下近辺三万石程の処、海になり、潮千の節で一丈ばかり海底に、稲株などが見えておる由で、すべて田地は海になり、六万石ばかりの様子、高知辺は、地震も格別厳しくひとあしも引くことならず、そのまま、ゆりたおされ、地震半に早や、浪来る懸りで、死亡の者多く、又往還筋も同断の疼み海に成り、或は山崩れで通行ならず、城下辺は正月中旬の頃より三月中旬の頃まで、一日十七、八度位のゆりと、平均している。三月下旬の頃より四月中旬の頃までは、少々弛み一日拾二度位に平均した由、四月二十四日の地震、城下近村潰家など出来た程のことを聞いた、その頃より地震なき日としては稀々の処六月二十二日大潮で、和食浦稲大疼み、もつとも甲浦より本道十八里の処、同日の大潮に五台山の辺、堤五丁ばかり潮に打崩され、御城下辺までも、潮にて大疼み、御城下唐人町分、同日の潮に真如寺橋の上まで大潮込み、潮堪えには、通行出来難く、御城御門上にも潮来る。御家中本町通より、北手の方潮入来る様子、また三日の間地震昼夜とも八、九度六月晦日までに大ゆり九度六月晦日より七月朔日、二日、三日の間、日数四日の内大震四度、中震十二度小ゆり五十度程、其節潮狂、昨霜月五日よりは、二尺位も高き方、又人家の疼などは、格別もない由、高知より三里程南、宇佐福島同処より九里程の処須崎同処より十里ばかりの間は前と同断の姿、既に宇佐福島など

は人家千軒ばかりもある処であるが、此冬の津浪に多く流家になり、いささかの残り家の内、そのうえ又々このように、その余り、下土佐も広大なる疼みのよし、昨冬の大変につき、往還路筋、又宿々など、右の仕合せで、大疼み、四国辺路などは、先ず三カ年ばかりは通行指留になり、今以て同様指留、伊予、讃岐、九州路中国筋などは、格別大地震などということはない、おもむき、又津浪疼などは、すべてなき由に伝え承り、且又、九月二十八日酉の刻の地震、当辺は格段大ゆりと申す義もないけれども、上方筋徳島辺は大震、その砌り、上灘筋浦々によつては、少々潮狂いもあつたので、大いに心配した程で、猶又十月二日夜五ツ時頃の地震、当辺では続いて三度ばかり小震の所、江戸表は、大地震、潰家などより、出火所々よりも上り時々の大震につき防ぎ方も出来難く、只先々焼次第、終に大火に及び、火中又は潰家に打たれ、諸人泣き苦しむ声目もあてられぬばかり、万を以て一に算える程の死人、前代未聞の大変、右表の取沙汰聞きたく、毎々驚くばかり、同日の地震に相州、防州、上総辺、別て大疼み、昨冬の地震をのがれ当年又、このように、何れ天変の巡り退け難く、将又昨冬の地震、五畿内筋一昨、丑の年六月十四日夜の地震よりよほど、小さい様子、その砌り当辺は夜半の頃中震一度、明方小ゆり、続いて五、六度までで、その後は一向になし、その砌り、五畿内筋は、大震り、昨寅年九月頃までは、折々地震があつた様子である。当処旧年の筆記にも七八年、又は十カ年ばかりは、矢張り震つたとのこと。此度も右様の義であろうか、旧年よりの筆記考合せて百年の星霜、相重るときは、かかる大変に相行うのであろうか。既に永正の震潮より慶長の頃まで、九十六年、同暦の頃より宝永の頃まで百四年、同暦の頃より昨冬の嘉永七年まで百四十八年又も百年の星霜立てば、かかる大変もはかりがたく、旧年の筆記も、後年心得のため、書記いたしおく処、星霜を重ね、又数代を経る事ゆえ、たまたま、旧記を続け、見ている、かかる大変いつの程にかあるべきと風の吹くこと、むかし語りにしていたところ、はからずもこの度の大変、旧記を眼前に見、其の時の人々愁苦のほど今更思いやられる。旧年書記にもあり、又その砌りよりの申伝にもその日は殊に晴やかな天気で微雲微風もなし、日の光は四五歩かけて日そくのことし、海面極く穏にして磯打つ波もなく、只畳を敷くがごとし。色合常に異なる又世上静かにして、諸鳥の声も聞えずという。此度の大変も同断の姿で、何もかわつたこともなく、雀鶏などは、前日より啼かず、ただ物静かに凄し、天色海面は前頭のことく、後年右様の模様になれば、変事があるものと心得、片時も早く、手近き山上へ逃登り、その難を避けるようすることが要用である。その時に至りては何一つ相携え、にげることは出来難く、川筋などは地震半に、早や逆浪来、又地面は水を吹上げ、魂も消入るばかり、一足遅くして浪に曳かれ、大難を受けた者少くなく、親子兄弟たりと一所におらない者は、助けるひまもなく、漸く一命を辛うじて遁れるかかり、必ず油断して死亡すべからず、逃走のお

近 世

その時は必ず命を助かることはむずかしく、右様の時に及んで、よく心に迷い、逃足おそき者と船に乗る者とは、多分死亡に及ぶ、この二つの念あるべからず、この度もすでに諸方にあつて多く死亡に至る。又津浪は大海よりおし来るものではない。浅川浦などは、大島、出羽島の間に小山のごときもの出来て、押しきたるおもむきで、当浦なども、乳の先沖合に山のごとく海段突、夫より手押しに入り来り、その急速なること矢を射るよりも早く。又上灘筋は、大地震より続いて大雷のごとく、何処となく鳴り、それより大潮押し来る様子で、何れの地も陸近くで出来、それより押し来る由、左の時は、大海より押し来るものではなく、既に手船などは此日兵庫表出帆、大洋におつたところ、一向に潮狂いの様のこともなく、無難に帰船す。又当処湊より地震少し前に出帆の船より承つたのには、地震は相覚えたが、潮狂いはなく、当所へ大潮入り来るを幽に沖より見受けた由、且又此度とても前頭同様の天色、海面になつても、右様の所に心付かず、前日より逃退く者、追々立戻り、又所持の品、少々あて山上へ持運んでいる品は、自家に持運び、少しも右様の所に心付かず、其時に至り、身のおき所なきまでに周章、親子も別れ別れで、逃げ散り、兩三日、又は四五日も無事の顔見合わすことも出来難い懸りにつき、生死の程もはかり難い。その間の心配何にたとえん様もなく、大地震の砌はいはずれ大小の潮狂いはあるものであるから、必ず油断すべからず、又津浪はゆるかせに押来るものではなく再三度も、急速に押来るにつき、必ず油断すべきでない。片時も早く高き所に逃上り、その難を避けるにしくはない。当所にては、三度の津浪とも、愛宕山へ逃上り、助命する者少なからず、誠に当処命山である。斯く大変の砌は愛宕山も浪底になるよう心得、祇園八幡山上へ逃上る者もあるけれども、老幼又は病人は仲々叶い難く、四辻より先手は浪の来ること町筋より早し。又浪を横に受けることゆえ、遅足の者は、助命のほど覚束なく、又愛宕山、浪底になる程の高潮であれば祇園八幡山上も無難の程は覚束ない懸り。右様の時に至り遠き場所を求めんより手近き場所へ立退く事、要用である。後年心得のためにもなるかと、此度の大変並に諸方聞取りし運ともその荒増し翌安政二卯年 霜月五日、田井税伯書記す。

此砌、海部那賀

御郡代

高木真蔵様

穂積茂兵衛様

森五兵衛様

翌卯年十二月御役替成り其後左の通り

右 浅田 久米之亟様

森 五兵衛様

尾 西 右 平様

霜月以来の模様荒増左の通り。

地震も小ゆりのみで少くなり、又満潮等も平素より二尺ばかり高くなつたが、それも追々に立直り、先ず高潮前の姿になつた。且つ又時々有漁もあつて、当年分は取あげ、漁銀高は銀札で二百貫目位その上米麦も次第に下落し、地売相場通錢一匁に付き白米一升、麦一升五合位、右の仕合人氣も至極平和、又自力をもつて建家も、追々出来猶又浪困として拾年の間、沓家より一カ年に十本宛植付を申付ける由で、翌辰年正月中旬にはじめて戎堂より北手浜崎へ数本植付けになつた。又麦作も植付頃より打続く天気間宣しく、潮入の場所は肥なども用いなかつたが、殊の外出来柄よろしく、近年の作物、一反に二石四、五斗位より四石位もあり、諸方共先ず出来よろしい様子、将又三月二日震潮にて尾張辺大疼みの由、其頃南田辺も小震続いて二度ばかり、夫より稀に小ゆり、八月二十五日、江府暴風にて居宅など吹倒れ、高潮にて所々流家の由、又奥羽辺は大疼みの様子にも伝承り、当辺は恙なく稲作なども、相應の出来柄、潮入田地の分は殊に出来よろしく、其上鯉漁事打続き、稀成る漁あり、震潮よりわずか三年ばかりであるが、前頭のかかり、却て震潮前より一枚暮らし安く、文政度以来の時節柄になり、将又漁師、魚商人の流家、潰家、潮入、疼家とも段々御取調になり、左の通り浦々へ建家料下され、又魚商人は二十九年賦返上、一人に付銀札二百三十目あて、拝借仰付けられ、漁師の分は漁頭流家にて銀札四百目、中漁頭、流家にて三百目、同潰家にて二百三十目、同潰家にて二百目、小漁師流家にて二百三十目、潰家にて百目、疼家にて八十目、浦々漁師建家料下され高

- 一、銀札 十九貫七百六十目 東由岐浦
- 一、同 三十三貫五百三十目 西由岐浦
- 一、同 三十七貫五百二十目 木岐浦
- 一、同 三十三貫百三十目 西牟岐浦
- 一、同 九十貫百三十目 東牟岐浦
- 一、同 七貫八百六十目 出羽島
- 一、同 二十七貫六十目 穴喰浦

近 世

漁師建家引除

浦御奉行

伊沢速茂様

三木林平様

右同

御帳元役

御鉄砲

富沢源兵衛

山本祖之丞

漁師魚商の外、流家並漬家になつた困窮の者共へ、銀札百目宛、もつとも此内五十目は下され捨り銭、五十目は救助銀の内をもつて仰付けられ、二十九年府に相成ること。

穴喰浦処々高潮の斗り

古目御番所床ニテ

一丈六尺五寸

同所大師堂前ニテ

一丈八尺

那佐大師堂前ニテ

一丈五寸

祇園拝殿

内庭まで

八幡石壇

式ツ目まで

愛宕山南手上り口

石壇式ツ目まで

同処北手上り口

無潮

正田薬師森より一町斗

下手まで

古湊の辺にて

一丈五寸

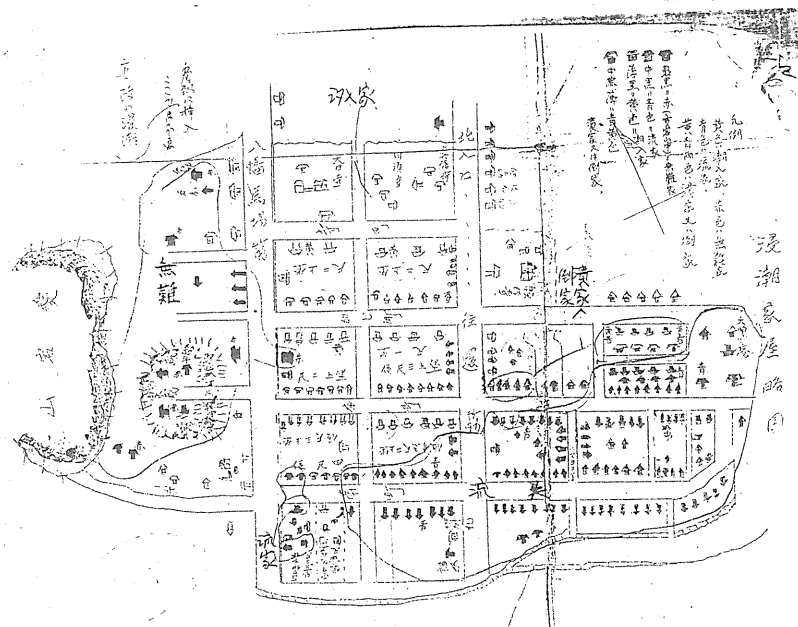
湊口の辺にて

二丈三尺余

鈴ヶ峯桜の本

丁石の辺まで

浸潮家屋略図



第六章 災 害

一、穴喰川の氾らんと改修
 (一) 明治の氾らんと

穴喰町の中央部を貫流する穴喰川は、毎年のように氾らんして住民達を苦しめた。川岸に竹藪を作り、柳など植え、村には「堤防惣代」という役職ももって管理に当たったが、自然の脅威は容易に防ぐことができなかった。明治期には、明治二十五年（一八九二）、同三十五年（一九〇二）、同四十三年（一九一〇）に穴喰川が氾らんと記録される。三十五年には、松本堤（通称大張敷おおはりの下から正樋堰迄）、四十三年には中角堤（延長百二十間余り）が決壊したが最も被害が多かったのは、二十五年の風水災害であった。

海部郡役所に提出された被害報告書（板野郡瀬尾長所蔵）

風水及山岳崩壊被害調

事項	員数	個所	金額	事項	員数	個所	金額
流死 人	男老 人	〇	〇	潮入 水入 家	百九 拾 戸	〇	〇
壓死 人	〇	〇	〇	船破 壊 及 流 失	貳 艘	〇	〇
負傷 人	〇	〇	〇	河川 堤防 決壊	五百三 拾 間 八 分	四 千 六 百 四 拾 五 間	四 千 六 百 四 拾 五 間
全潰 家	〇	〇	〇	河川 堤防 決壊	五百三 拾 間 八 分	四 千 六 百 四 拾 五 間	四 千 六 百 四 拾 五 間
流 家	〇	〇	〇	全 破 損	貳 百 四 拾 八 間 五 分	貳 拾 八 ヶ 所	七 百 貳 拾 五 間
半潰 家	四 戸	〇	〇	全 破 損	百 五 拾 間	五 ヶ 所	貳 百 六 拾 五 間
				全 破 損	百 貳 間	四 ヶ 所	貳 百 四 拾 五 間

事項	員数	個所	金額	事項	員数	個所	金額
河 岸 欠	〇	〇	〇	荒地 反別	七 拾 五 町 六 反	〇	〇
港 決 潰	〇	〇	〇	内 田	六 拾 九 町 七 反	〇	〇
道 路 破 損	八 百 七 拾 間	拾 ヶ 所	貳 千 貳 百 貳 拾 間	内 田	五 拾 八 町 八 反	〇	〇
内 國 道	四 百 五 拾 間	貳 ヶ 所	千 八 百 間	畑	五 町 八 反	〇	〇
里 道	四 百 貳 拾 間	八 ヶ 所	四 百 貳 拾 間	畑	三 畝 貳 步	〇	〇
橋 梁 破 損	七 間	貳 ヶ 所	三 拾 間	山 林	三 畝 六 步	〇	〇
内 國 道	七 間	貳 ヶ 所	三 拾 間	原 野	三 畝 六 步	〇	〇
里 道	〇	〇	〇	損 毛 反 別	七 拾 七 町 七 反	〇	〇
山 岳 崩 壊	三 千 坪	三 ヶ 所	百 五 拾 間	内 田	六 拾 七 町 五 反	〇	〇
潮 入 反 別	六 町 六 反 七 畝 步	〇	〇	畑	八 畝 拾 八 步	〇	〇
内 田	三 町 七 畝 步	〇	〇	皆 無 反 別	三 町 五 反 九 步	〇	〇
畑	三 町 六 反 步	〇	〇	畑	四 町 八 反 七 畝 步	〇	〇
宅 地	〇	〇	〇	内 田	貳 町 七 反 七 畝 步	〇	〇
原 野	〇	〇	〇	畑	七 畝 步	〇	〇
水 入 反 別	百 四 拾 三 町 貳 反 貳 畝 步	〇	〇	牛 流 死	貳 町 七 反 步	〇	〇
内 田	百 三 拾 八 町 步	〇	〇	全 壓 死	〇	〇	〇
畑	三 町 八 反 三 畝 步	〇	〇	馬 流 死	〇	〇	〇
宅 地	〇	〇	〇	全 壓 死	〇	〇	〇
原 野	〇	〇	〇	全 壓 死	〇	〇	〇
原 野	〇	〇	〇	堰	六 百 五 拾 七 間	四 拾 九 ヶ 所	九 百 八 拾 五 間
内 田	百 三 拾 八 町 步	〇	〇	用 悪 水 路	四 千 四 拾 四 間	六 拾 四 ヶ 所	八 百 八 拾 八 間
畑	三 町 八 反 三 畝 步	〇	〇	合 金 卷 万 百 拾 五 間 五 拾 錢	〇	〇	〇

害
右八七月廿三日風水及山岳崩壊ノ被害取調候処前圭之通二候也
明治二十五年八月十五日

徳島県海部郡穴喰村長

寺尾 甚三 印

記

穴喰村

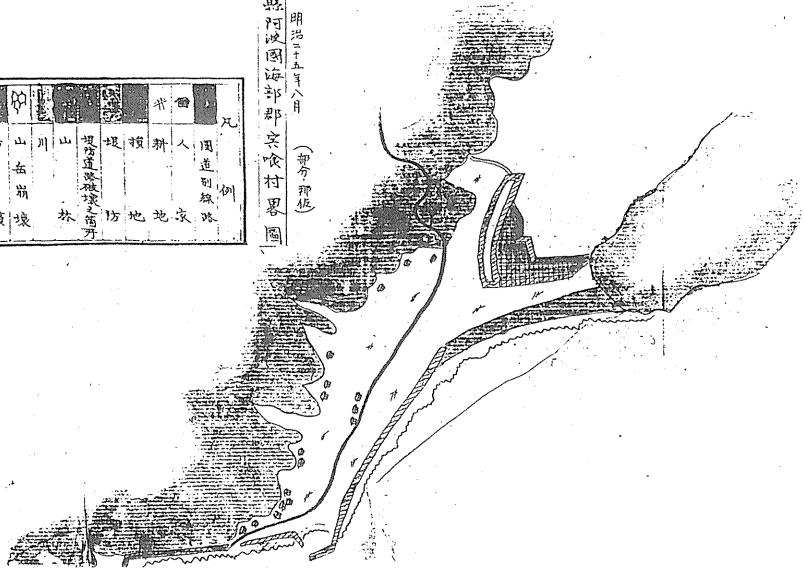
一 穴喰村の被害
内 崩壊家屋の被害
一人口二十五人の被害

一 耕皇郡山岳崩壊の被害
内 田畑及び家屋の被害
一 畑地約一万九千坪の被害
一 田畑約五千坪の被害
一 家屋約七十坪の被害
一 死者約十人
一 傷者約十人
一 穴喰村の被害
一 穴喰村の被害

海部郡穴喰村役場

明治二十五年八月
徳島県海部郡穴喰村界圖
(参考用)

凡例	國道別線	人	田	畑	地	防	堤	山	川	山	砂	水
○	—	●	■	□	▨	▩	▧	▲	△	▽	◇	◇
○	—	●	■	□	▨	▩	▧	▲	△	▽	◇	◇





報告書には、本町に流死人一名の外家屋、船舶、道路、橋梁、堤防、農地等に大きな被害のあったことが記されている。被害図にも、海岸堤防はじめ芥附から下流の河川堤防がほとんど決壊し、その為大部分の農地が浸水して荒地となった様子が示されている。この報告と同時に村内の戸数、人口、耕地面積等も報告されているが、対比すると、浸水した農地は全農地の四十パーセントにも達し、二十パーセント以上が荒地となったことがわかる。穴喰川筋の堰もすべて流失したであろうと思われ、被害総額一万百十五円余となっている。

このときは、本町のみならず徳島県下全域に大きな災害をもたらし、死者三一人、家屋全壊二六三五戸、同流失六四四戸、半壊二五五九戸と記録される。昭和年代の室戸台風（一九三四）、南海大地震（一九四六）をはるかに上廻る大災害であった。海部郡内の被害は後記資料のとおりであるが、有名な海南町平井保瀬、上那賀町大戸の山岳崩壊もこのときおきたものである。

本町被害の復旧事業はどのようになされたであろうか。記録が無いので明らかでないが、当時は各旧村が主体となり住民の負担で工事が進められた時代である。穴喰村も誕生して僅かに三年、その財政基盤も確立されてはいなかった。この災害復旧には、村も住民も、想像以上の労苦があったことと推定される。

資料

徳島県海部郡風水害表 (板野郡瀬尾長所蔵)

一、流死人	十四人	内	男九人 女五人
一、圧死人	六十四人	内	男五十七人 女七人
一、負傷人	七人	内	男五人 女二人
一、全壊家	四十九戸		

災害

- 一、流家 二十七戸
- 一、半壊家 百四十五戸
- 一、潮入人家 千四百二戸
- 一、船舶破損並流失 五十二艘
- 一、河川堤防決潰 五千五百四十九間
工費 七万六千六百八円
- 一、全破損 三千八百八十二間
- 一、汐除堤防決潰 五百九十間
三万五千六百十五円
- 一、全破損 三千五百八十一円
- 一、全破損 九百二十八間
- 一、港決壊 百五十間
三千五百十八円
- 一、河岸全 二百五十二間
二千三百二十二円五十銭
- 一、河路破損 二千八百二十二円
- 内 国道 三万八千六百六十七間
三千五百二十二間
- 里道 一万四千四百九十六円
二万七千三百四十五間
八千三百廿四円五十銭
- 一、橋梁破損 二百二十七間
- 内 国道 七十間
三千八百三十七円

里道

百五十七間

四百六十円

災害

- 一、山岳崩壊 三万三千三百四十五坪
- 一、潮入反別 百五十町八反九畝五歩
- 内 田 百二十四町六反二畝歩
- 畑 二十三町四反歩
- 宅地 二町三畝十九歩
- 原野 八反三畝十六歩
- 一、水入反別 七百六十四町三畝十三歩
- 内 田 六百六十八町八反四畝歩
- 畑 七十一町二反六畝二十歩
- 宅地 十三町三反五畝歩
- 原野 十町五反七畝二十三歩
- 一、荒地反別 四百八十六町一反一畝二十九歩
- 内 田 四百二十七町七反八畝四歩
- 畑 四十七町四反八畝八歩
- 宅地 一町大反六畝十九歩
- 原野 三町一反八畝二十二歩
- 山林 六町〇〇六歩
- 一、損毛反別 八百七十一町七反六畝十歩
- 内 田 七百五十九町二十八歩
- 畑 百十二町七反五畝十二歩
- 皆無反別 百四十九町十七歩
- 内 田 百二十九町一反五畝二十三歩

害 災

十九町八反四畝二十四歩

- 一、馬流死 一頭
 - 一、馬庄死 三頭
 - 一、用悪水路 二万二百三十二間
 - 一、堰渠 三千六百二十間
- 工費 七千五百五十九円
 工費惣計 拾五万七千五百三十九円四十銭
 六千四百六円四十銭

海部郡兵喰村



一金五拾銭 多田民治
 明治十五年七月海嘯又ハ山岳
 崩壊等、罹災民救助トシテ
 頭書之金負差出候段、復
 置候事
 明治廿六年十二月廿八日
 徳島縣警事正五位勲六等村義雄

(二) 大正の氾らん

大正期の穴喰川は、大正八年（一九一九）に氾らんして、松本、中角堤が決壊し、大きな被害が出た。久保部落の記録綴の中に、時の総代井上磯吉が、被災状況や復旧工事の様様を記してある。大要次の通りである。

大正八年八月二日の豪雨の為破壊した松本及中角堤防事業の概略について記述しておく。

一、本年六月以降は、雷雨の多き事近年まれであった。八月一日午後一時頃より豪雷雨となり、夜に入って一層激しくなった。この状況では、炎天中農家の勤労によって、今を盛りと繁った青田も、水泡に帰するかも知れぬと心配した。同日午前三時頃、寢床を出て空模様を見ると、依然として降雨は止まず、そのうち四時になって、村役場の小使いが来た、「穴喰橋が流失の危険に迫ったので出役を頼む」とのことである。早速部落から五人の出役を心配して、私は松本堤防へ急行した。穴喰川は勢いさかんに増し、夜の明方には、松本、中角の両堤防は処々漏水状態となった。私は五時前頃に帰宅し各戸に総出動を呼びかけ、現場の防水作業にかかったが、増水急な為人力では如何ともできなかった。五時半頃になると、大字日比原から下流の堤防は一部が崩れた直後に、堤防百五十間程が決壊した。同時に濁水は八方に氾らんして、山から山へ濁流の湖となった。久保部落では前町で二尺五寸位、穴喰浦では、寺町、願行寺前及び三昧を除いて、全て浸水した。正午雨の止むのを待つて現場の破堤箇所を調査した。松本堤の切口は、安養寺大張敷下の縁から正梶堰の上まで、中角堤は、通称キツ田張の上分、陸田永治郎所有田に隣接する箇所、四十間余り上が切れ、根固めは、日比原境から下流全部が破堤せられ、全堤にわたって腹崩れができていた。松本堤の関係耕地は低い為に、堤防の決壊によって、北田筋から通称下の川が幹流の状態となって、礫砂の流入は、通称松本フチ田から扇状に塚地に迄達して、稲作の被害は甚大であった。時も時、旧七月の十三日お盆のことであり、久保部落の各丁は、青淵に堀れ、通行に難儀する箇所が数多くできた。道が測となって誤ってそこへ入り、

害 災

害

足を傷つける者さえあった。

同日大字の総会を開いて、破堤に対する善後策について協議した。決壊箇所への応急手当としては、早急に仮固工事を施行することとし、この実行に当って、久保としては、過去、中角堤費の關係部落負担歩合に問題がある為、村当局の意見に任し、一時も早く作業に着手することを要求すること。右仮固工事は、緊急の場合の為穴喰全村から出夫を求めること。両堤の復旧工事は、負担歩合を公平に調停できぬ限りには、穴喰村の直営工事とすること。盆行事及び節季の取引等は、旧閏七月に延期すること。仮固工事は本日より着手すること。右の申込みは、総代評議員の外有志の者が、即刻村当局へ申入れすること。

直ちに村当局との交渉と同時に、日比原及び穴喰浦総代の参集を求め、種々協議した結果、両総代共に仮固工事の出入に同意された。また日比原以西各部落の出夫については、岡部清一氏の斡旋によつて承諾を頂いた。翌四日早朝から、全村の人々が集つて作業に着手した。仮固用木材は、塩深大山の二か所で上木を購入した。工事の延長二百十余間、作業に従事した者一千人余りで、木を伐り運ぶ者、杭を打ち石を収める者、本川の埋没を掘削する者、それぞれの分担作業が続き、その状況は筆舌につくし難い有様であった。(中略)

翌九年二月二日、瀬川村長から呼出しがあり、私は直ちに役場へ出向いた。村長は、「村工事に未だ曾て堤防工事を施した例がない。故に、久保部落に於て施行してはどうか」と勧告された。私は「然らば一刻も早く公入札に付すべきある」と回答し、折衝の未来る十日に入札することとなった。懸案の工事費負担歩合は、未解決であるが、この成り行きでは、先づ工事に着手すべきであると判断した。

二月十日午前十時を期し、村役場にて入札を執行した。結果落札人は、高知県安芸郡奈半利町安岡謙太郎及び野崎松之助、松岡久吉、下村の四人組で、同組と請負契約を締結した。

三月十五日工事に着手したが、その後雨天続きで、また請負者は県外人で地理不案内の為、一層工事はかどらな

かった。この対策として地元の谷口徳蔵を雇入れよう申し入れた。その日給一日五円で相当な高賃であった。契約工期は、六月末であったが完成がおくれ、期限延長して九月末になつてようやく竣工した。この工事で請負人は、四千円以上の損失をだしたという。(中略)

一、松本及び中角堤防の工費負担歩合については、大正九年七月郡書記牧本氏が、郡長代理として来村せられ、久保、穴喰、日比原の關係者を集めて、十余日間にわたつて調停の勞をとられた。結局、相互に折り合いがつかず、遂に牧本氏は、止むを得ずとして帰庁した。その年十二月頃、西田県會議員が調停の衝にあたられ、南船北馬、数回に渉つてその勞をとられた。各關係者もその好意に感じ、互に譲歩して、大正十年二月終に円満解決した。

一、成立した調停案は左記の通り。

全工費の負担割当

- 一、十分の五を關係区域に割当するものとす。
 - 一、十分の二を敷村部落に割当るものとす。
 - 一、十分の三を全關係区域に割当るものとす。
- 但し宅地は、用地負担額の半額とす。
- 一、中角、負担すべき反別区分

大字久保六町五反六畝二十五歩

此の負担 四歩八厘五毛

大字穴喰浦九町八反七畝十五歩

此の負担 四歩二厘三毛

大字日比原二町八反八畝九歩

災 害

此の負担九厘二毛（中略）

一、堤防工事中に著しく変化したのは労務賃である。設計当時の人夫賃上賃で八十銭位、並賃六十銭位であったのが、着手後急変して、平歩でも二円以上となり、杭打、小請人、及厘持、坪持等の荒手は、一日に四円、五円を得るようになった。この労賃の値上りで、請負人は四千元以上の損失となったのである。工事が五割位進捗した頃この損失が次第に判明してきて、請負人間に仲間割れの気配となり、何かと円満を欠いだ。私達は工事進捗の為便利を計る一方で、その仲裁に手間どることも多かった。（中略）

一、堤防工事請負人は、工事費の不足五千余円になるとして、その増額を瀬川村長に要望した。村長は、総代の私を呼び、大字部落の承諾を得たいと言われたが、私は不可能であると回答しておいた。然るに部落総会（註、大正十年二月十六日）に鈴木助役が臨席して、再びこの件を協議したが、再度拒絶することに決定した。

以上の記録にもあるようにこの堤防工事は、大正九年三月工事に着手、同九月末に完成した。復旧費には、一八、七百余円を要し、関係部落の負担金も、六、四百余円にもなった。それぞれの労苦の程が分かる。

この水害を機に、宍喰川幹流を県費支弁区域に移管方請願の件を村会は決議した。大正十年、十二年、十四年、昭和二年と請願陳情が続けられ、昭和四年頃に至って、ようやく県費支弁区域の河川（準用河川）に認められたのである。

資料（宍喰町役場）

大正九年度宍喰大字久保蔵入出決算書

一金老万八千六百五十九銭 歳入決算高

一金老万七千八百九十九円七十三銭 歳出決算高

差引金七百八十五円三十六銭 翌年度へ繰越

決算内訳

歳入決算額

- 一、県費補助金 一、一七二円〇〇銭堤防費補助金
- 二、雑収入 二、一七〇円〇〇銭違約金
- 三、夫役及現品代納金 〇
- 四、寄附金 六、二六三円〇九銭堤防費寄附金

歳出決算額

- 一、土木費堤防費 一七、八一九円七三銭
- 二、堤防費 一七、二二一円〇〇銭
- 三、監督費 一四〇円〇〇銭
- 四、設計費 三六円〇〇銭
- 五、雑費 一〇一元九二銭
- 六、一時借入金利子 三二〇円八一銭

計

大正十年度宍喰村大字久保蔵入出決算書 一七、八一九円七三銭

一金九百三十七円三十六銭 歳入決算高

一金九百三十七円三十六銭 歳出決算高

決算内訳

- 一、繰越金七八五円三六銭 前年度繰越金
- 二、寄附金一五二円〇〇銭 敷地買収費寄附金
- 計 九三七円三六銭

歳出決算額

九三七円三六銭

害 一、土木費堤防費

九三七円三六銭

一、委員費

一五九円〇〇銭

二、敷地買上費

七六六円〇九銭

三、土地買入登記費

一二円二七銭

計 九三七円三六銭

穴喰川幹流堤防費支辨請願書

吳喰村川ハ流ヲ「大字小谷」ヨリ「大字塩澤」ヨリ發シ「大字毛崎」於テ合流シ「大字日比奈」久保「穴喰」浦ヲ經テ海ニ注グ延長約三哩ハ合流矣以下ノ流域ハ本村耕地ノ主要ニシテ村民食糧ノ大部分ヲ産出スルノ寶庫ナリ而シテ本川中央「長見」流ス然ルニ水路ノ屈曲最モ甚シク加ウルニ川中ノ廣狹岸ナク上流ノ廣ク下流ノ狭ク恰モ漏斗狀ヲナセルト共ニ本村ノ地勢又之ニ類シ各支流ヲ發スル水量殆ント今時ニ輻輳スルヲ以テ「朝洪水」之際會セシカ忽チ氾濫シテ堤防ヲ潰ラ免レズ又出水毎ニ根固工事ノ破壞アリ近來山產物ノ騰貴ニ伴ヒ山林ノ伐採集約的トナリ延テ治水上更ニ影響有テ又ホレ洪水頻發ノ起因トナリ隨テ災害隨テ接スルノ状況ニシテ是

家勤勞ノ所得ハ大半堤防費ニ奪ヒ去レシ故弊下因備ハノ余其生産力ヲ盡盡シ本村ノ休戚ニ関スルコト大ナリ謂フニ現狀ヲ以テ推移センカ遂ニ其負擔堪ハ能ハザルニ至リ耕地ノ荒廢ニ歸スルヲ難斗ニ夫次第ニ有之村力ヲ以テハ到底維持困難ニ付最モ本川幹流堤防費ヲ縣費支辨ニ移サレシコトヲ請願仕リ置キ矣処今テニ至ルモ未ダ實現ヲ見ルニ至ラハ本村ノ最遺憾トスル處ニシテ其解決ヲ期スニト恰モ大早ニ應^ツクカ如シ縣ニ於テモ相若御配慮中ハ被存ニテ得共何卒事情御^相察ホノ上特別ノ御詮議ヲ以テ日モ速ニ發見實現相成様御^相配慮燧ハレ度村會一致ノ決議ヲ以テ茲ニ再ヒ及請願ニ矣也

大正五年五月八日

海部郡吳喰村長 川島 龜雄
徳島縣知事 川越 壯介 殿

(三) 昭和の災害

1、穴喰川支流北川堤防工事

昭和六年（一九三一）には、四国の豪雨出水があったと記録されるが、そのうち九月二十六日の洪水で、穴喰川支流北川右岸田中の堤防が三十米、左岸芥附の堤防が四十五米にわたって決壊した。

復旧工事は、県費補助金の残額は地元関係者が寄附の条件で、地元請負によって施行された。工事費は、七百七十七円要し、内県費補助金二百八十二円、残りの四百九十五円は地元（下尻房蔵外二十五名、代表者中内佐代吉）が負担した。おそらく地元の人々は、半ば勤勞奉仕の状態で出役し、寄附にかえたことであろう。

2、穴喰川松本堤防工事

昭和十二年（一九三七）には、旧正樋堰下の左岸堤防が決壊した。穴喰川幹流はすでに準用河川となっていたので、工事費四千元はすべて県費支弁で施行され、川幅も拡げ、石巻堤が築造された。町はこの拡張用地八十五坪を買収して国へ寄附したが、用地代金七十五円は、西町、久保、日比原の三地区が二十五円宛を寄附金として町へ納めた。

(四) 穴喰川改修

穴喰川の氾らんにも苦しめられた住民の間からは、根本対策として、改修を要望する声がかかった。穴喰町会は、昭和十二年二月二十八日改修に関する請願を決議した。町長は直ちに徳島県知事宛請願書を提出した。その後も歴代町長は幾度か陳情を繰り返したが、戦争、戦後の混乱期で容易に実現には至らなかった。

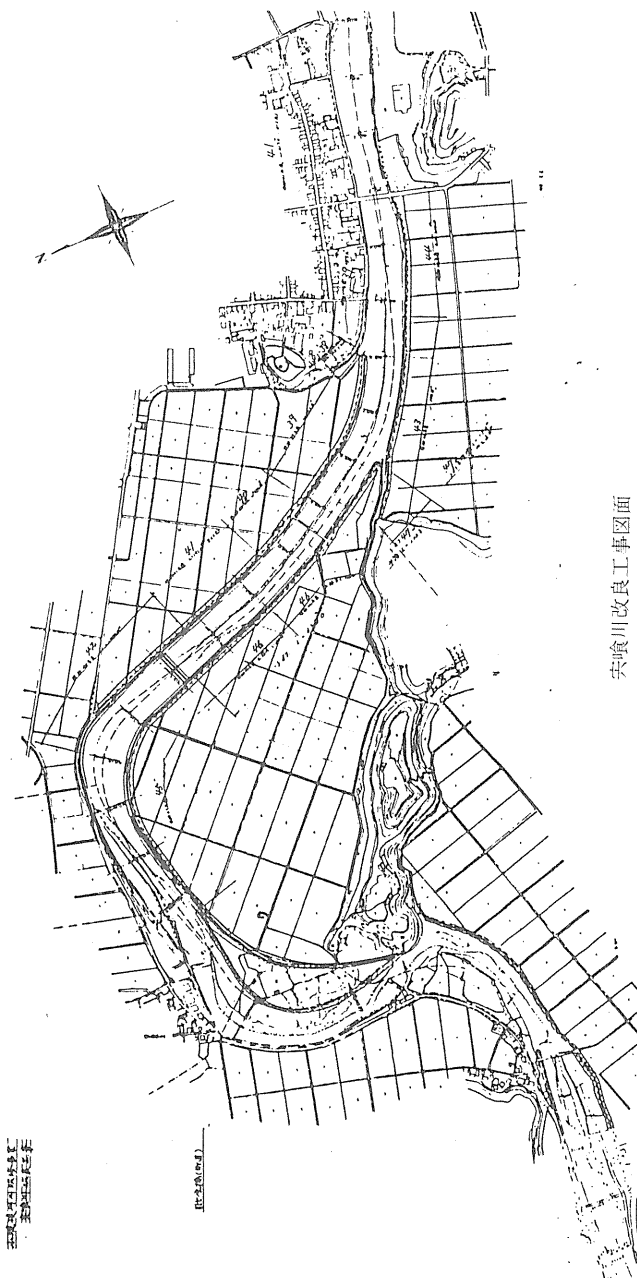
昭和三十年代となって、ようやく調査の段階となり、関係住民を集めて公聴会が開かれた。住民の意見は、「大野から下流は、馳馬岡の山際へつけ替をせよ」とする説、「現状のまゝで拡幅して改修すればよい」とする意見など続出して、容易にはまとまらなかった。結局は、現状説に決定して昭和三十七年度から県営改修事業に着工されたのである。改修事業は毎年継続して進められ、着手以来二十年経た現在では、大野地区から下流の改修は大部分が完成した。

改修工事が進んで、通常の洪水ではまず氾らんの心配はなくなった。往年洪水の都度堤防が決壊し、氾らんに苦しんだことを知る人も少なくなった。

穴喰川改修事業費

年 度	事業費(千円)	年 度	事業費(千円)
昭和三七年	七、〇〇〇	昭和四七年	三三、四〇〇
昭和三八年	七、〇〇〇	昭和四八年	二二、七二〇
昭和三九年	一〇、七〇〇	昭和四九年	四四、〇〇〇
昭和四〇年	一六、〇〇〇	昭和五〇年	三〇、〇〇〇
昭和四一年	一六、〇〇〇	昭和五一年	一四、一七〇
昭和四二年	一六、〇〇〇	昭和五二年	三一、〇〇〇
昭和四三年	二四、〇〇〇	昭和五三年	四〇、〇〇〇
昭和四四年	二〇、〇〇〇	昭和五四年	四八、二〇〇
昭和四五年	五五、九〇〇	計	四六九、八九〇
昭和四六年	三四、八〇〇		

(昭和四十四年度迄は、事業費の六パーセントの地元負担金が町に課せられた。)



資料

穴喰川改修ニ関スル請願書（原文のとおり）

我カ穴喰川ハ町中央ヲ貫流シ、其下流ニ於テ屈曲度ナク川中亦広狹常ナラズ、且其流域ノ地勢漏斗状ヲナセルヲ以テ洪水ノ際水量一時ニ集中シ、此不自然ナル河川ヲ奔流スルヲ以テ堤防ノ決壊相垂キ其復旧及維持費ニ堪ヘ能ハザルヲ以テ、先年縣管移方ヲ願出テ幸ニ採用セラル、処トナリ、今ヤ準用河川トシテ全部縣費ヲ以テ堤防ノ維持修繕費ヲ支弁セラレツ、アルハ、關係民ノ感謝措ク能ハザル処ナルモ、斯ル應急ノ処理ハ永遠ニ効果ヲ及サザルヲ以テ、治水ノ根本策トシテ河川ノ改修ヲ行ヒ、將來ノ禍害ヲ防止スルノ必要ナルハ、河川ノ状態ニ照シ且多年ノ經驗ニ徴シ明ナル処ナリトス。今ヤ政府ニ於テモ治水ニ意ヲ注キ、河川ノ改修ヲ庶政一新ノ國策トシテ施行セントスルヤヲ聞ク。

我カ町亦其改修ヲ要望スル茲二年アリ、何卒實情御洞察ノ上速ニ調査設計ヲ行ハセラレ、之力實現ニ向ツテ御配意アラン事地方ノ福祉増進ノ為切望ノ至ニ堪ヘズ、茲ニ町會一致ノ決議ヲ以テ請願仕候。

昭和十二年二月二十八日議決 穴喰町長川島龜雄
 徳島縣知事 宛

害 (二) 震災復旧

南海大地震と津浪によって、宍喰町海岸一帯の防波堤、突堤、船溜りなどの施設は、そのほとんどが決壊した。これらの施設復旧は何れも緊急を要するので、宍喰町は国庫補助の交付を受けて施行した。概要は次のとおりである。

施行箇所	工事名	工事費(円)	区分	摘要
宍喰港	船溜復旧工事	500,000	地元請負	昭三年度施行
金目	防波堤	107,640	請負	昭三年度施行
水床港	防波堤	15,000	請負	昭三年度施行
水床港	突堤	14,000	同	昭三年度施行
水床港	臨港線	4,400	地元請負	昭三年度施行
那佐	防波堤	4,400	同	昭三年度施行

施行箇所	工事名	工事費(円)	区分	摘要
那佐	防波堤復旧工事	10,000	地元請負	昭三年度施行
同	同	6,600	同	昭三年度施行
同	同	6,600	同	昭三年度施行
同	突堤	6,600	同	昭三年度施行
計	〇	1,140,000		

(三) 地盤沈下

昭和二十一年末の南海大地震で、四国地方に地盤変動がおき、室戸岬の最南端では約八十六センチメートル隆起し、その他の地方は全般的に沈下した。宍喰町では三十七センチメートル沈下したが、二十四年以降に大きな変動は無いとされている。

地盤沈下の被害は、人家、農地、護岸、港湾と広い範囲にわたったが、宍喰町が施行した対策事業は次のとおりである。

施行箇所	工事名	工事費(円)	区分	摘要
宍喰大手海岸	堤防工事	1,250,000	直営	延長七五四米 昭二五年度施行
竹々島港	防波堤	1,150,000	請負	昭三年度施行
水床港	防波堤	650,000	同	昭三年度施行
竹々島港	護岸	600,000	同	昭六年度施行
水床港	同	450,000	同	昭六年度施行
水床港	同	350,000	同	昭七年度施行
日比原	日比原橋復旧工事	200,000	部落請負	昭三年度施行
角坂	古橋	300,000	同	昭三年度施行
古保	日堤	300,000	同	昭三年度施行
久保	種門堤	600,000	同	昭三年度施行

施行箇所	工事名	工事費(円)	区分	摘要
正尾	堤防	100,000	部落請負	昭三年度施行
尾崎	同	100,000	同	昭三年度施行
広田	同	500,000	同	昭三年度施行
茶田	同	600,000	同	昭三年度施行
正尾	同	600,000	同	昭三年度施行
古保	同	600,000	同	昭三年度施行
三反田	同	600,000	同	昭三年度施行
三反田	同	100,000	同	昭三年度施行
那佐	同	500,000	同	昭三年度施行
計	九	1,140,000		

(右の外、地盤沈下対策として昭和三十年に上水道を敷設した。第五編第二章保健衛生(水道)に詳記してあるので、ここでは省略する。)

宍喰大手海岸堤防は、後年県管理に移されて補強工事が施工され、更に国道が海岸堤防と併用して作られた。このため町が築堤した昔の原形を今は見ることができない。

三、台風災害

四国は九州とともに気象上わが国に襲来する秋季型低気圧の中心が通過する経路にあたる。毎年気象庁が発表する台風情報に、高知県室戸岬の名があげられぬことはまず無い。その室戸岬へ僅か四十キロの地点にわが宍喰町はある。従って町の住民は、古来数知れぬ程多くの台風に見舞われ、その都度家屋、船舶、道路、橋梁、港湾、農地等に甚大な被害が発生した。台風という自然の暴威に、毎年の如くに苦しめられてきたが、これも地域住民の宿命と言わねばなるまい。ただ幸いなことに、この数年間は台風の直撃を受けたことが無い。これまた天の配剤であろうか。

害
(一) 室戸台風

昭和九年(一九三四)九月二十一日の室戸台風は超Aクラスの台風で、奄美大島方面から室戸岬を襲い、海部郡各町村、阿南、徳島を経て近畿山陰地方へと通過した。二十一日午前五時十分室戸岬を通ったときの最低気圧は六八四・〇ミリ(水銀柱)で空前の最低記録である。徳島七〇六・八、大阪七一一・八、京都は七一八・四ミリであった。室戸岬測候所の風速計は、六〇・〇(最大瞬間風速)メートルを記録すると壊れ、それ以上の計測ができなかったといわれている。

当時本町の概況は、九月二十日午後二時頃から、やや強い東風が吹き始め空も雨模様となった。夜九時頃には雨となり、翌二十一日午前二時から台風の接近で物すごい暴風雨となって五時近くまで続いた。四時頃が最も烈しく、六時半には台風も去って風雨ともにおさまった。

停電のため暗黒と不安のうちに一夜は明けたが、電柱は倒れ、草葺屋根、屋根瓦、看板、木片等が、街筋一杯に飛び散って通ることもできなかった。建築後三年目の穴喰託児所もこの台風で倒壊し、民家の屋根、塀など満足なところは一つもなかった。また祇園神社境内の老松はじめ、愛宕山、祇園山、鈴ヶ峯原生林の樟、椎の大木も数多く倒され、最近迄その残骸をみる事ができた。電信電話も不通となり、県道は那佐で決壊し、沿道の倒木も多くて、二十三日迄自動車等は通行止となった。

この台風で本町の受けた主な被害は、負傷者二名、漁船流失七隻、破損四五隻、全壊家屋二十四戸(住家五、非住家十九)、半壊家屋十八戸(住家六、非住家十二)、流失家屋(非住)十二戸、床上浸水家屋(住家)二十四戸、床上浸水家屋十戸(住家八、非住家二)の外、山林の被害も大きく、水稲は四割が収穫皆無となり、桑葉は八割迄収穫できなかった。公共土木施設では、県道那佐で延長十間崩壊した外、町管理の竹ヶ島防波堤護岸、金目防波堤、那佐防波堤護岸が決壊した。

罹災者の救護として、穴喰町から要保護者十一戸五十三名に対して、大人一日二十銭、小人一日十銭の割で十月十五日迄給付した。徳島県風水害義えん金からは、重傷者見舞金が二名に六十円、倒壊家屋見舞金が七戸に一四〇円が贈られ、大阪朝日新聞社からは、生業資金貸付金として三十一戸に四百十円が届けられた。

町管理の土木施設については、昭和十年度に次のとおり復旧工事が施行された。

箇所	工事名	工事費(円)	工事請負人
竹ヶ島	防波堤・護岸復旧工事	七〇三	穴喰漁業組合長 榎谷三蔵
金目	防波堤根固復旧工事	三〇三	大字穴喰浦総代 鈴木弥平
那佐	防波堤復旧工事	六五〇	字那佐総代 森下為太郎
同	護岸復旧工事	三〇一	同

(一)、種別町村別被害高調査表(室戸台風による海部郡の被害状況へ牟岐警察署調)

町村名	種別	建造物(円)	堤防(円)	港湾(円)	船舶被害高		道路(円)	橋梁(円)	農作物被害高(円)	計(円)
					発動機船	漁船				
阿部村		一一、九五〇				三三〇〇	一一、〇〇〇		六一、〇〇〇	二〇、八〇〇
三岐田町		一〇五、一四八				一一、五三三	八、〇〇〇		五一、八四五	一九八、一七一
日和佐町		六四、〇八八				三、二七七	八、五五		三七、一七四	一〇八、九九四
赤河内村		一〇、八七〇					四〇〇〇		二七、六四〇	二八六、九一〇
牟岐町		五七、八九〇					二、五五五		一五、七二八	三四三、〇一七
浅川村		九、〇六五			六二五				三三、八六〇	四四、七一一
川東村		四五、四三五							一〇、一九〇四	一四七、三三九
川西村		三、二一〇							一〇、九四〇	一〇九、六五〇
川上村		二、四五〇							一一、三六〇〇	一二九、〇五〇
輛奥町		七、四九〇							六、二九〇	二二、〇九〇
穴喰町		一八、五三〇							七、四一四二	九五、三三七
計		三三六、一一六	一、〇〇〇	四四、七四二	二、一六二〇	三三、二一〇〇	七、〇二〇	八、五〇〇	一、〇七三、八七五	一、五〇六、〇七三

(二)、人畜建造物被害調査表

種別	人		戸		棟		被害	
	死	傷	全壊	半壊	全壊	半壊	区域面積	見積価格
町村名		不明						
阿部村			四	二	五	四	四四	二九五〇
三岐田町			五	二	七	三	七三	一〇五、四八
日和佐町			一	一	三	三	四一	六〇〇八八
赤河内村			一	一	三	三	四、四八	一〇八七〇
牟岐町			四	一	二〇	一〇	三、〇三	五七、八七〇
浅川村			六	一	二〇	三	三、〇三	九〇六五
川東村			二	一	二	二	九七	九〇六五
川西村			四	一	二	二	五八五	四、四三五
川上村			三	一	三	二	一一〇	三、三三〇
鞆奥町			五	二	四	七	九、九九	二、四四〇
穴喰町			二	一	三	二	一〇	七、四九〇
計	四七		三三	一六	一三三	五七	二六、五七〇	三、六二六

(三)、堤防被害調査表

被害場所	被害状況	被害見積額
鞆奥町脇の宮		一、〇〇〇円

(四)、港湾被害調査表

港名	位置	被害状況	被害見積額
由岐港	三岐田町東由岐	内港の分二〇〇米上部護岸全部決壊・外港護岸二五〇米礎石全部決壊・防波堤三三〇米決壊	一一、〇〇〇円
穴喰港	那竹ヶ島	竹ヶ島に於て長一二〇米高二米防波堤決壊	二五〇円
鞆奥港	鞆奥浦	防波堤十米決壊	五、〇〇〇円
牟岐港	牟岐町	砂防堤長百十米防波堤百十米導水堤二十五米決壊	一四、八九二円
出羽港	牟岐町	防波堤決壊	三、六〇〇円
日和佐港	日和佐町	護岸五ヶ処決壊 全長五六八米	四四、七四二
計			

(五)、船舶被害調査表

町村名	種別	流失	沈没	破損	計	被害高(円)
三岐田町	発動機船	九		九	九	一、六四五
阿部村	発動機船	一		一	一	一、一六五
日和佐町	発動機船	六		六	六	二、二一〇
牟岐町	発動機船	一		一	一	一、一六五
計		一七		一七	一七	六、二三五

町村名	種別	流失	沈没	破損	計	被害高(円)
浅川村	発動機船	三		三	三	六、三五
穴喰町	発動機船	三		三	三	一、一六五
鞆奥町	発動機船	三		三	三	一、一六五
日和佐町	発動機船	七		七	七	二、二一〇
計		一六		一六	一六	一〇、九四五

(六) 道路被害調査表。

種別	管理者別	場所	被害概況	被害高
町村別				
日和佐町	県	日和佐町井ノ上	長さ三間崩壊	八五五円
瀬奥町	県	瀬奥線終点	長さ五十間崩壊	二、一〇〇円
穴喰町	県	穴喰町那佐	長さ十間崩壊	一〇〇円
三岐日町	町	三岐日町東由岐	長さ百五十間崩壊	一、〇〇〇円

種別	管理者別	場所	被害概況	被害高
町村名				
牟岐	町	牟岐町中村	三か所合計全長百四十間崩壊	二、一五五円
赤河内村	村	赤河内村山河内	数か所崩壊	四〇〇円
計				七、〇一〇円

(七) 橋梁被害調査表。

種別	管理者別	場所	被害概況	被害高
町村別				
三岐田町	町	三岐田町東由岐	大池橋流失	五、〇〇〇円
川西村	村	川西村大井	大井橋流失	五〇〇円

種別	管理者別	場所	被害概況	被害高
町村別				
川上村	平井森合林士井組合	川上村菅の瀬	菅の瀬橋柱折損	三、〇〇〇円
計				八、五〇〇円

(八) 農山作物被害調査表。

区別	反別	数量	被害程度		被害額	同上歩合
			流失	損傷		
稲	三、〇〇〇町	一五、〇〇石		三、〇〇石	三、九六円	三割五分
桑	一、〇〇町	六、〇〇貫		六、〇〇貫	五、五三元	八割
蔬菜	菜菜町				一、七六〇円	三割
甘藷	一〇一町	三、三六貫			三、一〇〇円	一割
木材		三、三六石			五、〇〇〇円	

区別	反別	数量	被害程度		被害額	同上歩合
			流失	損傷		
樹木	三、〇〇町	二、三三〇石		二、三三〇石	三、五五五円	一割二分
竹材					三、〇〇円	三割五分
果樹					五、〇〇円	四割
計					一、〇〇八、五五五円	

(二) 昭和二十年代の台風

昭和二十年代には、昭和二十年（一九四五）九月十七日―十八日の枕崎台風をはじめとして、カスリーン（二二・九・一五）、デラ（二四・六・二二）、ジュディス（二四・八・一七）、ジェーン（二五・九・三）、キジア（二五・九・二一）、ケイト（二六・七・一）、マジジ（二六・八・一九）、ルース（二六・一〇・一四）、ダイナ（二七・六・二三）、第十三号（二八・九・二五）、第五号（二九・八・一八）、第十二号（二九・九・一三）、等々十年間に十指にも余る台風に見舞われ、その都度大きな被害があった。ここでは個々の台風について詳述することはできないので、被災住民達が行った復旧事業の概要を記し、災害状況や復旧の労苦を推察してみたい。

部落（受益者）が行った農業用施設災害復旧事業。

昭和二十四年度施行。

施行箇所	事業名	工事費	摘要
馳馬	馳馬橋復旧事業	一、一五〇、〇〇〇円	二十四年テラ台風により流失
久尾	吊橋	一〇〇、〇〇〇円	同
中角	中角橋	二八二、〇〇〇円	同
尾崎	尾崎橋	一五三、〇〇〇円	同
日比原	日比原橋	一九七、〇〇〇円	同
穴喰浦	船場橋	一五〇、〇〇〇円	同
芥附	芥附橋	一五九、〇〇〇円	同
古目	農道	一五〇、〇〇〇円	同
久保	松本用水	一九一、〇〇〇円	同

施行箇所	事業名	工事費	摘要
広岡	新屋前橋復旧事業	一七五、〇〇〇円	二十四年ジュディス台風による被災
塩深	神子屋敷橋	一六二、〇〇〇円	同
芥附	宮前堰	一五二、〇〇〇円	同
山後	導水道	一八〇、〇〇〇円	同
芥附	明見護岸	一五二、〇〇〇円	同
角坂	日古堰	一八〇、〇〇〇円	同
尾崎	八山堰	一九〇、〇〇〇円	同
久保	中角堰	一三〇、〇〇〇円	同
計	一七	三、九五二、〇〇〇円	

害 災

以上は町役場保存の資料によったが、いわゆる耕地事業として国庫補助金を受けて施行した事業である。

遠くは藩政時代から、農道、農道橋、堰等農業施設の維持管理は、すべて旧村や受益者の負担であった。この慣行は大正、昭和期に至ってもなお続けられてきた。

昭和二十年代に入り、戦争で荒廃した国土の復興を促進するために、これら農業用施設の災害復旧には国の補助金が交付されることになった。この場合の施行主体は地方公共団体が指定され、大字部落とか受益者という単なる組織は認められなかった。そこで宍喰町では町営の事業として国庫補助を申請し、町から関係部落へ地元請負として発注する形式をとった。部落では永年の慣行もあり、これを歓迎して異論を言う人は無かった。この事業は六十五パーセントの国庫補助金が交付された。町はこの補助金を関係部落に渡し、部落では補助金の三十五パーセントは、夫役、現品、或は金銭賦課などの方法で工事を施行した。工法の簡単な工事は、受益者の出役によって行なうこともできるが、工作物など専門的技術を要する工事は、専門業者の請負に付することになる。この場合補助金は現金を調達しなければならぬが、できなければ、設計額以下の請負金で発注することもまれにはあった。後年公共事業に対する国の会計検査がきびしくなり、請負付託の方法、手抜き工事などの指摘を受け、補助金の返還を命ぜられたこともあった。

昭和六年満州事変以後十五年間も続いた戦争で、国土は荒廃し、農業用施設などの営繕も放任の状態が続いた。二十年以後の度重なる災害、とりわけ二十四年、二十五年兩年の台風災害で、宍喰川とその流域の農業用施設はほとんど壊滅したが、これも致し方がなかった。何れにせよ数十箇所にもものぼる被災施設は、速やかに復旧しなければならぬ。質よりも量を消化しなければならぬ時代であった。地元請負という方法もいわば時代を反映した便法で、地元受益者には多くの負担をかけて復旧事業は終わったのである。